第十四款

大日本の商賣品は大清の開港場に輸入し海關へ商稅拂濟みの上大清人の手より大清の內地へ運ひ入れ關所番所の稅銀を拂ひ賣捌く事勝手たるへし大日本人は大清の內地に運ひ入るとを許さす又大清の商賣品は大日本の開港場に輸入し海關へ商稅拂濟の上は大清人自ら大日本の內地に運入する事を許さす背く者は其品何れも官に取上け本人は理事官に引渡し處置すへし

第十五款

兩國の商民は双方の開港場に於て其地の產物並に別國の品物を買取り海關へ屆け改を受け商稅拂濟の上船積して出港するとを許し內地に赴き品物を買ふとを許さす若し內地に入り自ら品物を買取るものあらは其の品物は何れも官に取上け本人は理事官に引渡し處置すへし以上二箇條は兩國何れも開港場を定めたれは明かに限りを極め置くなり

第十六款

輸入の貨物稅濟の上改て外開港場に運ひ賣捌かんとするには海關より其貨物元包みの儘にて解明け拔替等無之を見屆け稅濟のみ手形を渡し外開港場の海關に持行き改を受け其荷物手形と相違なけれは之を賣捌くとを許し再度の稅を免れしむへし萬一名目を借て拔替へ差込み等の惡事あらは貨物を官に取上くへし

第十七款

大日本の商船大清の開港場に入津して納むへき噸税は都て百五十噸以上の船より一噸に付銀四錢宛を納め百五十噸以下は一噸に付銀壹錢宛を納むれは海關より四箇月限の手形を渡し右四箇月の間は大清の開港場に出入するに別に噸税を納むることなく四箇月の期限滿つれは猶又定めの通り納むへし都て入港の船未た荷を揚けすして他所へ往かんとするもの二日の内に出港せは噸税を取立てす二日の限りを越ゆれは定の通り全く納むへし此外別に雜費等を出すことなし大清の商船大日本の開港場に入津せは噸税を拂はす只手數料として入港に付十五元出港に付七元宛を納むへし

第十八欵

兩國の商船其船入用の諸品を買調へ又は難を避るため暫時開港場に立寄り更れに交易せさる者は其船の積荷を海關に届くるに及はす若し商賣をなさは定の通り届出税を拂ふへし若し船を修覆する爲め荷物を陸揚け藏入する者は海關に届け改の上免狀を請けて陸揚すへし其船修覆相濟み元荷物を積入出港するには税を納むるに及はす若し藏入せし後其地にて賣拂は、規則の通り税を納むへし

第十九欵

兩國の商船若し不正の荷物を積運ふ者あらは大日本にては其荷を官に取上け大清にては其荷を官に取上け且つ其船を港外に逐出し開港場に於て貿易するを許さす

第二十疑

兩國の軍艦開港場を出入するには海關へ届け改を受くるとなし船中所用の諸品何れも無稅たるへし若し陸揚して賣拂はゝ届け出規則の通り稅を拂ふへし

第廿一欵

兩國開港場に於て商人の荷物を入れ置くため官より倉庫を造らは其倉庫の規則は兩國にて各取極むへし尤荷物を藏入いたし置くには暫く納稅を免るし賣捌く時に至て稅銀藏舖共全く拂はしむへし若し其荷物を別港に運ひ往くには只藏舖を拂ひ稅銀を納むるに及はす

第廿二欵

兩國の米麥粮食類は規則に從ひて別港に積廻すの外は何れも海外に輸出することを許さす尤船中水夫船客等食用に備ふる分は其の見積り高を以て海關へ届け手形を受て買取るへし

第廿三欵

登州牛莊兩所の大豆同油滓は大日本の商船右港より積出すことを禁す外開港場にて買取たる者は定則に從ひ納稅の上出港を許すへし

第廿四欵

硝石硫黄白鉛は何れも軍用品に付大清の官より直に注文するか又は大日本の商人大清官の實正なる注文書を持たる者なれは大清の開港場に輸入することを許すへし若し密賣するに於ては取押へて品物を没收し法律に仍て處置すへし又大日本の商人大清の開港場にて大清の硝石硫黄白

鉛を密買輸出するとを許さす背く者は品物を官に取上け
法律の通處置すへし

第廿五欵

凡禁制の品物火藥大小の彈丸大砲小銃並に一切の軍器等
及ひ大清國北地の馬軍備に關係する者は兩國の商人何れ
も賣買出入するとを許さす背く者は物品を官に取上け各
掟の通處置すへし

第廿六欵

兩國の銅錢は規則に從ひ別港に積廻すの外は何れも海外
に輸出するとを許さす若し商人密商するとあらは取押へ
て品物を沒收すへし又大清内地の鹽は大日本人積出すと
を許さす大日本の鹽も大清に積入れ賣捌くとを許さす背
く者は何れも掟に從ひ罰すへし

第廿七欵

兩國の船不開港場に往て密商するとあらは其地方官より
取押へ大日本にては品物を官に取上け洋銀一千元を罰し
大清にては船荷物とも官に取上くへし尤何れも心得のた
め理事官へ掛合ひ知らすへし

第廿八欵

兩國の稅則に若し輸入稅則のみを載せて輸出稅則を載せ
さる者は其品を輸出する時都て輸入稅則に引合せ納稅す
へし或は輸出稅則のみを載せて輸入稅則を載せさる者は
其品を輸入する時都て輸出稅則に引合納稅すへし

第廿九欵

兩國の商船難風に遇ふて漂着せは何れも其地方官にて取扱ひ開港場の理事官へ送り届け受取らしむへし若し商船海上にて賊難に遇ひし時も其地方官より手配して嚴しく召捕り盜み物を取戻し理事官に送り届け本主へ返さしむへし若し盜人を捕ひ盜物を取戻し得さる時は何れも例に從て捕手を處置すへし但し品物は償はさるなり

第三十欵

兩國の開港場の海關官員にて密商漏稅を防くため時の模樣を見計ひ仕法を立て取行ふ事あらは兩國の商民何れも是に違背すへからす

第卅一欵

兩國の商民開港場にて取行ふ海關の規則若し此後變通の事あらは理事官より京師在留の大臣へ申立其事々掛合ひ談判して取計ふへし

第卅二欵

兩國今般議定せし章程此後双方改正せんと欲せは此條約を取替はせし年より向き十年を以て限りとし前廣に掛合ひ會議して改むへし

第卅三欵

兩國今般定めたる通商章程並に海關稅則は修好條規と同樣に信守して變改なかるへし其爲め兩國欽差全權大臣花押調印して卽日より遵ひ行はしむ

明治四年辛未七月二十九日　花押

同治十年辛未七月二十九日　花押

輸入品運上目錄

第一種

一	明礬	百斤ニ付	一分銀零一五此銀二文目二分五厘
二	檳榔（ビンロウ）	仝	零四五文目七分五厘
三	銅ボタン	仝	零二三文目三分
四	蠟燭	百斤ニ付	二個二五三文目七分五厘
五	帆木綿類	仝	零二五三文目七分五厘
六	卷烟草	一斤ニ付	零二五三文目七分五厘
七	丁子并母丁子	百斤ニ付	一個
八	コシニール	仝	二十一個
九	繩船用	仝	二十一個
一〇	繰綿	仝	一分銀零一五此銀二文目二分五厘

木綿織物類

一一	生金巾	晒金巾	仝
	白綾金巾	白紋金巾	仝
	染無紋金巾	雲齊木綿	カムブリックス
	寒冷紗（カンレイシャ）	更紗形寒冷紗	柳條布（リウデウフ）
	コイルチング	コットン子ット	更紗類
	右品々染色	小巾金巾	仝
	甲巾三十四インチ迄	染紋金巾	仝
	乙巾四十インチ迄	カムブリックス	仝
	丙巾四十六インチ迄	柳條布	仝
	丁巾四十六インチ以上	更紗類	仝
一二	唐棧類	又布右	十ヤールドに付

巾三十一インチ迄　十ヤールドに付　一分銀零一七五　此銀二文目六分二厘五毛
巾三十一インチより四十三インチまて　仝　仝　零二五　三文目七分五厘

一三　畝織天鵞絨　綿天鵞絨　紋綿天鵞絨
繻子（シュス）　サチ子ツツ　綿緞子（メンドンス）

右
巾四十インチ迄　十ヤールドに付　一分銀零二　此銀三文目

一四　縞布（シマフ）

右
巾三十一インチ迄　十ヤールドに付　一分銀零零六　此銀九分
巾四十三インチ迄　仝　仝　零零九　一文目三分五厘

一五　手拭　十二に付　仝　仝　零零五　七分五厘

一六　木綿繻絆同股引　仝　仝　零二五　三文目七分五厘

一七　飯臺掛　一枚に付　一分銀零零六　此銀九分

一八　木綿より糸同片より糸　百斤に付　仝　仝　七箇五　七文目五分
白幷染色
但卷眞の有無に拘はらす

一九　木綿糸白幷染色　百斤に付　一分銀五箇

二〇　阿仙藥　仝　仝　零七五　此銀十一文目二分五厘

二一　翡翠孔雀（ヒスイクジャク）毛類　仝　仝　一箇五　七文目五分

二二　燧石（ヒウチ）　仝　仝　零一二　一文目八分

二三　檳榔（ビンロウ）膏　仝　仝　零四五　六文目七分五厘

二四　雌黃　仝　仝　三箇七五　十一文目二分五厘

二五　硝子（ビドロ）板　一箱十フート四方入　仝　仝　零三五　五文目二分五厘

二六　膠（ニカワ）　百斤に付　仝　仝　零六　九文目

二七　安息香幷安息油　仝　仝　二箇四　六文目

二八　麒麟血（キリンケツ）沒藥乳香　仝　仝　一箇八　十二文目

二九	石羔	全	一分銀零零八文目二分
三〇	生牛皮	全	此銀一箇二
三一	牛角鹿角	全	一箇三文目
三二	犀角	全	全
三三	牛馬蹄	全	一箇零五七分五厘
三四	水澱藍動物の流	全	三箇五七文目五分
三五	土澱藍の乾きたる物	全	零三四文目五分
三六	象牙各種	全	零七五十一文目二分五厘
三七	丹、唐の土、黄丹、仝油	全	三箇七五十一文目二分五厘
三八	革	全	十五箇
三九	麻布類	全	一箇五七文目五分
四〇	丹礬	全	二箇
四一	アンペラ敷物	全	零二三文目
		全	零一五二文目二分五厘
		全	零七五十一文目二分五厘

金類

四二	銅并青銅板棹釘等に作れるもの	百斤に付	一分銀三箇五七文目五分
四三	黄銅(并板釘)	全	此銀七文目五分
四四	熟鐵棹太細并釘等	全	二箇五七文目五分
四五	鐵塊	全	零三四文目五分
四六	船脚に用ゆる鐵	全	零一五二文目二分五厘
四七	鐵針金	全	零零九分
四八	鉛塊	全	零八十二文目
四九	鉛板	全	零八文目十二文目
五〇	亞鉛	全	一箇
五一	鋼	全	零六九文目
五二	錫	全	零六九文目
五三	鐵葉	全	三箇
		全	零七十文目五分
		重さ九十斤迄の箱	

五四	蠟引形付敷物	地に敷もの	全	零三四文目五分
五五	同似革敷物	家具に用るもの	全	零一五二文目二分五厘
五六	黒白胡椒		百斤に付	一箇
五七	木香		全	二箇二五三文目七分五厘
五八	水銀		全	六箇
五九	幾那鹽		一斤に付	一箇五七文目五分
六〇	籐		百斤に付	零四五六文目七分五厘
六一	大黄		全	一箇
六二	鹹魚		全	零七五十一文目二分五厘
六三	白檀		全	一箇二五三文目七分五厘
六四	蘇木		全	零四六文目
六五	海馬牙		全	七箇五七文目五分
六六	一角牙		一斤に付	一分銀一箇

六七	鮫皮		百枚に付	一分銀七箇五七文目五分
六八	嗅煙艸		全	零三四文目五分
六九	石鹼	掉になるもの	一斤に付	零五七文目五分
七〇	紫梗	染具の一種	百斤に付	一箇七五二分五厘
七一	赤黒砂糖		全	零四六文目
七二	白砂糖		全	七五十一文目二分五厘
七三	氷砂糖幷棒砂糖		全	一箇
七四	烟草類		全	一箇八十二文目
七五	朱		全	九箇
	毛織物類			
七六	大羅紗 小巾羅紗		ハビットコロフス 中等羅紗	十ヤールドに付 一分銀零六此銀九文目

右

巾三十四インチ迄

巾五十五インチ迄　仝　仝　一箇
巾五十五インチ以上　仝　仝　一箇二五三文目七分五厘
七七　西班牙（イスパニヤ）製縞耳羅紗　仝　仝　零七五十一文二分五厘
七八　毛緞子　フラ子ル　羅脊板　スエルヂス
右　十ヤールドに付　一分銀零四五此銀六文目七分五厘
七九　旗布　仝　仝　零一五二文目二分五厘
八〇　蘭口呉呂服　仝　仝　零七五十一文目二分五厘
八一　英口呉呂服　仝　仝　零四六文目
八二　ラスチイング　クレブ、ラスチイング　ウヲルステツト　クレーブ、メリース
其外總て七十六の處に載せさる毛織物類
右
巾三十四インチ迄　十ヤールドニ付　一分銀零三此銀四文目五分
巾仝　仝　仝　四五六文目七分五厘

八三　毛木綿交織物
イミテーションカムレット　イミテーションラステイング
ブレイン、ヲルレンス　ブレイン、フイギユールド
ブレイン、ルストル　フイギユールド、ルストル
アルバカ　バラシース
ダマスクス　イタリヤンコローツ
タフバセラス　ロスセルコルツ
カスサンドラ、ウーレンフハンシー「カムレットコルツ
其外毛と木綿と交たる織物
右
巾三十四インチ迄　十ヤールドに付　一分銀零三此銀四文目五分
巾三十四インチ以上　仝　仝　零四五六文目七分五厘
八四　ブランケツト幷馬氈　十斤に付　仝　仝　零五七文目五分

八五 モヘール敷物フレイヅ幷シヨルス 一枚に付 仝 仝 零五七文目五分

八六 形付毛織飯臺掛 仝 仝 零七五十一文目二分五厘

八七 毛織繻絆同股引 十二に付 仝 仝 零八十二文目

八八 毛木綿交織繻絆股引 仝 仝 零五七文目五分

八九 毛糸 白並染色 百斤に付 仝 十ケ

第二種（無税品）

食料又は荷物運送に用ゆる諸獸類

碇（イカリ）幷鎖（クサリ）の碇綱

石炭

外國の衣裳

但此運上目錄中に載せさる品に限るへし

金銀貨幣に作りたるもの又は作らさるもの

穀類

米 籾 小麥 大麥 燕麥 裸麥

豆類 粟 玉黍

右粉類

油糟

荷造に用ゆる莚

板本

鹽

鹽漬の食料 樽に入れたるもの

硝石

リルドル

タール幷チヤン

茶を製する鍋幷籠

茶鉛

旅中用荷物
第三種（禁制品）
阿片
第四種元代に隨ひ五分の税を收むへき品
兵器並軍用諸品類
巴里斯品
長沓並沓
時計類並オールゴール
珊瑚
刃物類
藥種水藥類即人參等の如き類
染具
西洋陶器磁器
諸般の家具新書を論せす
硝子器
金銀の糸並紐
ゴム類並香椒類
硝子燈類
鏡類
珠玉
機械類並鐵及ひ鋼器
絹糸或は絹木綿雜織物絹毛雜織物即天鵞絨ダマスクブロカーデノ類
油畫並銅板畫類
香具石鹼
金銀キセ並滅金類
獸皮類

遠目鏡並に學藝に用ゆる器具
材木
酒類酒精食料諸類
其他右に掲けさる諸物品
輸出品運上目錄

第一種

一	乾鮑（ホシアハビ）	百斤に付一分銀三箇	
二	鮑貝	仝	仝 此銀一〇〇八文目二分
三	樟腦	仝	仝 仝 一箇八十二文目
四	茯苓	仝	仝 仝 〇七五十一文目二分五厘
五	桂皮	仝	仝 仝 〇三四文目五分
六	桂子	百斤に付一分銀二箇二五	此銀三文目七分五厘
七	石炭	仝	仝 仝 〇〇四六分
八	繰綿	仝	仝 仝 二箇二五三文目七分五厘
九	棕櫚（シユロ）	仝	仝 仝 〇四五六文目七分五厘
十	乾魚 即鮭鱈鹽漬	仝	仝 仝 〇七五十一文目二分五厘
一一	鯣	仝	仝 仝 一箇〇四七分五厘
一二	五棓子	仝	仝 仝 〇九十三文目五分
一三	銀杏（ギンナン）	仝	仝 仝 〇四五六文目七分五厘
一四	麻	仝	仝 二箇
一五	蜂蜜	仝	仝 仝 一箇〇五七分五厘
一六	鹿角	仝	仝 仝 〇九十三文目五分
一七	煎海鼠（イリコ）	仝	仝 三箇
一八	鐵（日本產）	仝	仝 仝 〇六九文目
一九	寒天	仝	仝 仝 二ヶ二五三文目七分五厘
二〇	鉛	仝	仝 仝 〇九十三文目五厘

二一	茸	全 五箇
二二	魚油	全 全 〇三四文目五分
二三	菜種油	全 全
二四	書物用紙類	全 全 一箇〇五七分五厘
二五	下品の紙但しちり紙漉返し紙	全 全 三箇
二六	豆類	全 全 三箇
二七	牡丹皮	全 全 〇三四文目五分
二八	五升芋	全 全 十三箇七五文目二分五厘
二九	屑布	全 全 二〇一五文目二分五厘
三〇	酒並焼酎類	全 全 一〇一二文目八分
三一	板昆布	全 全 十〇九文目五分
三二	刻昆布	全 全 四〇三文目五分
三三	菜種	全 全 六〇四五文目七分五厘
三四	胡麻	全 全 十〇九文目五分
三五	鰺鰭	全 全 一箇八文目
三六	乾海老	全 全 十一箇八文目
三七	生糸並より糸	全 全 十二箇
三八	玉糸	全 全 二十箇
三九	熨斗糸	全 全 七箇五文目五分
四〇	眞綿	全 全 二十箇
四一	殻蛹	全 全 七箇
四二	蛹	全 全 十二箇
四三	屑糸幷屑蛹	全 全 二箇二五三文目七分五厘
四四	鷲卵紙	全 全 一枚に付一〇七五一文目一分二厘五毛
四五	醤油	全 全 百斤に付六〇四五文目七分五厘
四六	黄硫	全 全 〇三四文目五分

四七　茶　仝　仝　三箇五七文目五分

四八　番茶（長崎より輸出するものに限るへし）　仝　仝　〇七五十一文目二分五厘

四九　材木　箱舘より輸出するものにして既に人工を經たるもの及ひ荒木の儘にても檜（ヒノキ）、松と杉の如き柔木は都て　百石に付仝　六箇

五〇　仝　槲（ナラ）、タモ、栴、ブノ、イタヤ、粟、ハー、樺（カバ）、桂（カツラ）、ホウ、スコロヤセ、樺（ケヤキ）、樫（カシ）、檮（イシユ）、楠（クス）、クロガキの如き樫木は都て　百石に付仝　七箇六九文目

五一　葉烟艸　百斤に付仝　〇七五十一文目二分五厘

五二　製したる烟艸　仝　仝　一箇五七文目五分

五三　素麴　仝　仝　〇四五六文目七分五厘

五三　木蠟　仝　仝　一箇五七文目五分

五四　密蟾　仝　仝　二箇五七文目五分

第二種（無税品）

金銀（日本産にして貨幣に造りたるもの）

金銀（日本産にして貨幣に造らさるもの）

但し公の入札にて只政府より賣渡すへし

第三種（禁制品）

米　籾　小麥　大麥幷其粉　硝石

第四種（元代に隨ひ五分の税を収むへき品）

竹器諸類

銅及ひ銅器諸類

木炭

材木（箱館より輸出するものを除く）

人參並是に掲けたる藥品

鹿茸（シカノフクロヅノ）

蓙席類
絹衣服並織物又は縫箔したる衣服其他掲げさる物品

大清國海關稅則

計開（モグロクノホヘ）

進口貨物の稅則（大日本より大清へ運入する者）

進口油蠟礦類

蠟（日本）	百斤毎に	六匁五分
蘇合油	同	十匁
硝石（只章程を案し發賣するを准するのみ）	同	五匁
黃蠟（即ち蜂蜜蝋）	同	十匁
硫黃（只章程を案し發賣するを准するのみ）	同	二匁

進口香椒類

安息香	同	六匁

檀香（ビヤクダン）	同	四匁
白胡椒（ミガキ）	同	五匁
黑仝（アラ）	同	三匁六分
沈香	同	二十匁
降香	同	一匁四分五厘

進口藥材類

阿魏	同	六匁五分
上冰片（リウトウ）	一斤毎に	十三匁
下冰片	同	七匁二分
丁香（チヤウコウ）	百斤毎に	五匁
母丁香	同	一匁八分
牛黃（印度）	一斤毎に	十五匁

兒茶（アセンヤク）	百斤毎に	一匁八分
檳榔膏	同	一匁五分
栟櫚（ビンロウジ）参（美國）	同	一匁五分
棟淨參鬚參（ヒメナドアイフミトリダルヨキニンジン）（美國）	同	六十匁
乳香	同	八十匁
沒藥	同	四匁五分
萱蔻花（即ち肉果の花）	同	四匁五分
肉果（ニクヅク）萱蔻	同	十匁
白萱蔻	同	二十五匁
木香	同	十匁
犀角	金	六匁
水銀	金	二十匁
檳榔衣（ビンロウジ）	仝	二十匁
砂仁（シユクシヤ）	仝	七分五厘
肉桂	仝	五匁
虎骨	仝	十五匁
鹿角	仝	十五匁五分
血竭	仝	二匁五分
大楓子	仝	四匁五分
進口雜貨類	仝	三分、五厘
火石（ヒウチイシ）	仝	三分
雲母（即ち珠海殻）	仝	二匁
銅釦（ボタン）	百四十四粒毎に	五分五厘
漆器	百斤毎に	十匁
繩（呂宋）	仝	三匁五分

傘各樣(卽ち洋遮)	一柄毎に	三分五厘
香柴	百斤毎に	四匁五分
煤(外國)(ヒヂタン)	一噸毎に	五分
火絨(ホクチ)	百斤毎に	三匁五分
進口醃臘海味類		
上燕窩(ツバメノス)	一斤毎に	五匁五分
中燕窩	全	四匁五分
下燕窩	全	一匁五分
黑海參(イリコ)	百斤毎に	十五匁
白海參	全	三匁五分
白魚翅	全	十五匁
黑魚翅	全	五匁
柴魚(卽ち乾せし魚)	全	五匁
魚肚	全	十匁
鹽魚	全	一匁八分
魚皮(卽雜魚の皮)	百斤毎に	三匁
海菜(卽海帶)	全	一匁五分
牛鹿の筋	全	五匁五分
蝦米(ホシエビ)	全	三匁六分
淡菜(ホシセガヒ)	全	三匁
鯊魚皮(サメ)	百張毎に	二十匁
進口顏料膠漆紙劄類		
呀嘣米(エンジ)	百斤毎に	五十匁
大青	全	十五匁
蘇木(イハコンモク)	全	一匁
紫梗	全	三匁

水靛（コンセウ）　仝　一匁八分

魚膠（是は魚肚膠にあらす）　仝　六匁五分

皮膠（即ち牛皮膠）　仝　一匁五分

籐黄　仝　十匁

栲皮（タンガラ）（即ち紅樹皮）　仝　三分

進口竹木藤椰類

沙籐（トガツラ）　仝　一匁五分

烏木（コクタン）　仝　一匁五分

桅（ホバシラ）（重木）長さ四十幅地に過さきる　一根（イツポン）毎に　四十匁

桅（重木）長さ六十幅地に過きさる　仝　六十匁

桅（重木）長さ六十幅地に過きたり　仝　百匁

桅（輕木）長さ四十幅地に過きさる　仝　二十匁

桅（輕木）長さ六十幅地に過きさる　仝　四十五匁

桅（輕木）長さ六十幅地に過きたる　仝　六十五匁

梁（重木）長さ二十六幅地に過きす四方十二因制に到らさる　仝　一匁五分

板（重木）長さ二十四幅地に過きす寛十二因制厚さ三因制　百根毎に　三十五匁

板（重木）長さ十六幅地に過きす寛十二因制厚さ三因制　百斤毎に　二十匁

板（輕木）（各様つきこみ）　四方長濶千幅地毎に　七匁

板（麻栗樹俗に「マイブドー」長濶方圓とも）　一幅地に　三分五厘

紅木（シタン）　百斤毎に　一匁一分五厘

毛柿（カマユシ）　仝　三分

呀囒治木　長さ三十五幅地に過ぎす寛一幅地八因制厚一幅地　一根毎に　八匁

進口鏡鍾標翫類

自鳴鐘（メガネオキトケイ）　値一貫目毎に抽税　五十匁

時辰表（クモトトケイ）　一對毎に　十匁

珠邊時辰表（タマニテカザリタル）　仝　四十五匁

千里鏡雙眼千里鏡（掛鏡穿衣鏡掛屏）（トウメカネフタツナラヒトウメカネ）　値一貫目毎に抽税　五十匁

八音琴　仝　五十匁

進口布匹花幔類

麻棉帆布（アサモメン）　長さ五十碼に過きさる　一疋毎に　四匁

布　原色白色寛三十因制に過き無花斜四十紋長さ碼に過きさる　仝　八分

布　原色白色寛三十四因制に過き無花斜紋長さ四十碼に過き　十碼毎に　二分

布（美國）　原色白色寛三十一因制に過きす無花斜長さ四十碼に過きさる　一疋毎に　一匁

布（美國）　原色白色寛三十因制に過きす無花斜紋長さ三十碼に過きさる　仝　七分五厘

布　原色白色寛三十四因制に過きす無花斜紋長さ四十八碼に過きざる　仝　八分

布　原色白色寛三十四制因に遇きす無花斜紋長さ二十四碼に過きさる　仝　四布

色布（メメカナキン）　有花　寛三十六因制に過きす　無花　長さ四十碼に過きさる　仝　一匁五分

花布白堤布（オクダンモヨウ　ウケモン）白點布（コモンカナキン）　寛三十六因制に過きす長さ四十碼に過きさる　仝　一匁

印花布（サラサカナキン）　寛三十一因制に遇きす長さ三十碼に過きさる　仝　七分

袈裟布（ケサカナキン）　寛四十六因制に過きす長さ二十四碼に過きさる　仝　七分

袈裟布　寛四十六因制に過きす長さ十二碼に過きさる　仝　三分五厘

袈裟布（稀卽ち洋紗）　寛四十六因制に過きす長二十四碼に過きさる　仝　七分五厘

袈裟布（稀卽ち洋紗）　寛四十六因制に過きす長さ十二碼に過きさる　仝　三分五厘

緞布（ロウビキカナキン）　寛三十六因制に過きす長さ四十碼に過きさる　一疋毎に　二匁

柳條布（ウネオリカナキン）　寛四十因制に過きす長さ十二碼に過きさる　仝　六分五厘

毛布各色（ケヲオリコミタルカナキン）　寛二十八因制に過きす長さ三十碼に過きさる　仝　三分五厘

絨綿布各樣（チヨリモンハルイ）（長さ三十一碼に過きさる）　仝　二匁

棉花（ワタ）　百斤毎に　三匁五分

棉線（モメンヨリイト）　仝　七匁二分

棉紗（モメンヨリイト）　仝　七匁

蔴布（細）（長さ五十碼に過きさる）　一疋毎に　五匁

蔴布（粗）（長さ五十碼に過きさる即ち蔴竹布棉絲布）　仝　二匁

回絨（メンアサシキピロード）（長さ三十五碼に過ぎさる）	全	二匁
羽布（メンゴロフクレン）寛二十四因制に過ぎす長さ四十碼	全	二匁
進口綢緞絲絨類		
手帕（テヰダイキレ）（四方長濶一碼に過ぎさる）	十二塊毎に	二分五厘
金線（キンバイト）（眞）	一斤毎に	十六匁
金線（假）	全	三分
銀線（眞）	一斤毎に	十三匁
銀線（假）	全	三分
哆囉呢（ラシヤ）	一丈毎に百四十一寸となす	一匁二分
嗶嘰（ヘトハン）	全	四分五厘
羽紗（荷蘭國）寛三十三因制	全	一匁
羽紗（英國）寛三十一因制	全	五分
羽綢（ヤノゴロフクレン）	全	三分五厘
小呢番紀等類（コラシヤフラネル）	全	四分
絨線（チオグイト）	百斤毎に	三十匁
床氈（フランデツト）	一對毎に	二匁
花剪絨（メンピロウド）（長さ三十四碼に過ぎざる）	一疋毎に	二匁五分
羽綾（サアイ）寛三十一因制	一丈毎に	五分
小羽綾（マカイサアイ）寛三十四因制	全	三分五厘
下等絨（ピロウド）（即ち至て粗なる絨）	全	一匁
剪絨（キリピロウド）（長さ三十四碼に過ぎさる）	一疋毎に	一匁八分
進口銅鉄鉛錫類		
生銅（銅磚の類の如き）	百斤毎に	十匁
熟銅（銅扁銅條の類の如き）	全	十五匁
生鐵（鐵磚の類の如き）	全	七分五厘
熟鐵（鐵條、鐵板、鐵箍の類の如き）	全	一匁二分五厘

鋼	全	二匁五分
錫	全	十二匁五分
馬口鐵（ブレッキ）	全	四匁
日本銅	全	六匁
鉛塊（ナマリヲカタチ）	全	二匁五分
鉛片（ナマリノヘタ）	全	五匁五分
白鉛（トタン）（只章程を按し發買するを准するのみ）	全	二匁五分
黃銅釘（シンチウノギノイタルイ）黃皮銅	全	九匁
商船壓載（カルニ）鐵	全	一分
鐵條	全	二匁五分
進口珍珠寶石類		
瑪瑙	百塊每に	三匁
瑪瑙珠	百斤每に	七十匁
玳瑁（ベンカウカウロヘ）	一斤每に	二匁五分
玳瑁碎（ベッカウコワレ）	全	七分二厘
玻璃（ギヤマン）片	一箱四方百幅地每ニ	一匁五分
珊瑚	一斤每に	一匁
進口羽毛牙角類		
牛角	百斤每に	二匁五分
生牛皮（アラ）	全	五匁
熟牛皮（ナメシ）	全	四匁二分
海龍皮（卽ち海虎の皮）	一張每に	十五匁
大狐狸皮	全	一匁五分
小狐狸皮	全	七分五厘
虎皮豹皮	全	一匁五分
貂皮	全	一匁五分

獺皮	百張毎に	二十匁
貉羅皮	全	二十匁
海驢皮	全	五十匁
灰鼠皮銀鼠皮	全	五匁
海馬牙	百斤毎に	二十匁
象牙	全	四十匁
象牙碎（コワシ）	全	三十匁
兎皮鹿皮（オホシカ　メイトナカリ）	百張毎に	五匁
犀皮	百斤毎に	四匁二分
翠毛孔雀毛等類	百張毎に	四匁

出口油蠟礬類

出口貨物稅則（大清より大日本へ運入する者）

白蠟（シラロウ）	百斤毎に	四分五厘
青蠟（アヲロウ）	全	一匁
八角油（ハッカクユ）	全	五十匁
桂皮油	全	九十匁
薄荷油	全	三十五匁
牛油（ギウユ）	全	二匁
櫣油（トウユ）	全	三匁
油（芝麻油、苣油、棉油、茶油、桐油等の類）	全	三匁
革蘇油	全	二匁
白蠟	全	十五匁
出口香料椒茶類		
茶葉	全	二十五匁
八角（ハッカク）	全	五匁

麝香　一斤毎に　九匁
八角渣（ウイキヤウアブラカス）　百斤毎に　二匁五分
時辰香（ヂシンカウルエ）　仝　二匁
出口藥材類
山奈　仝　三匁
樟腦　仝　七匁五分
信石　仝　四匁五分
桂皮　仝　六匁
桂子　仝　八匁
土茯苓（サンヤライ）　仝　一匁三分
澄茄　仝　十五匁
良薑　仝　一匁
石黄　仝　三匁五分

姜黄　仝　一匁
大黄　仝　十二匁五分
高麗日本參（オタヂ）（上等）　一斤毎に　五匁
高麗日本參（下等）　仝　三匁五分
鹿茸（嫩）　一對毎に　九匁
鹿茸（老）　百斤毎に　十三匁五分
牛黄（清國）　一斤毎に　三匁六分
班猫　百斤毎に　二十匁
桂枝　仝　一匁五分
陳皮　仝　三匁
柚皮（上等）　仝　四匁五分
柚皮（下等）　仝　一匁五分
關東人參　値一貫目毎に抽授　五十匁

大日本國海關稅率

薄荷葉	百斤毎に	一匁
甘草	仝	一匁三分五厘
石膏	仝	三分
五棓子	仝	五匁
蜂蜜	仝	九匁

出口雜貨類

料手鐲（即ち燒料鉋）	仝	五匁
竹器	仝	七匁五分
假珊胡（ニセ）	仝	三匁五分
各色爆竹（イロイロノオトヒヤ）	仝	五匁
羽扇（ハネウチワ）	百柄毎に	七匁五分
料器（ヌリモノウツワ）	百斤毎に	五匁
各色料珠（イロイロノネリダマ）	仝	五匁

雨遮（即ち紙傘）（アマカサ）	百柄毎に	五匁
雲石（ダイリセキ）	百斤毎に	二匁
蓮紙畫（カンデンカミナドニカキタルエ）	百張毎に	一匁
紙扇	百柄毎に	四分五厘
珍珠（假）	百斤毎に	二十匁
古玩器	値一貫目毎に抽税	五十匁
葵扇（細）	千柄毎に	三匁六分
葵扇（粗）	仝	二匁
駱駝毛	百斤毎に	十匁
綿羊毛	仝	三匁五分
山羊毛	仝	一匁八分
氈碎（ホウセンチツクルケクヅ）	仝	一匁
紙花（カミヲスクモト）	仝	十五匁

出口顔料膠漆紙劑類

土煤（ヒキタン）	仝	四分
銅箔	仝	十五匁
紅丹	仝	三匁五分
錫箔	仝	十二匁五分
銀硃	仝	二十五匁
漆畫（アブラエ）	一件（ヒトツ）毎に	一匁
鉛粉（ゴフン）	百斤毎に	三匁五分
黃丹	仝	三匁五分
硃砂（シンシャ）	仝	七匁五分
紙（上等）	仝	七匁
紙（次等）	仝	四匁
油紙	仝	四匁五分
墨	仝	四十匁
漆	仝	五匁
櫻（シユロノカワ）	仝	一匁
蔴	仝	三匁五分
燈草（トウシン）	仝	六匁
綠膠（染水に用ゆ）	一斤毎に	八匁
索（廣東）	百斤毎に	一匁五分
索（蘇州）	仝	五匁
漆綠	仝	四匁五分
蠣殻	仝	九分
綠皮	仝	十八匁
土靛（乾たる的）	仝	十匁
坑砂（草田に糞する料）	仝	九分

出口器皿箱盒類	
牛骨牛角器	百斤毎ニ　十五匁
磁器（細）	仝　九匁
磁器（粗）	仝　四匁五分
紫黄銅器（紅銅錫器同）	仝　十一匁五分
木器	仝　十一匁五分
象牙器	一斤毎ニ　一匁五分
漆器	百斤毎ニ　十匁
雲母殻器	一斤毎ニ　一匁
籐器各様	百斤毎ニ　三匁
檀香器	一斤毎ニ　一匁
金銀器	百斤毎ニ　百匁
玳瑁器	一斤毎ニ　二匁
皮箱皮槓	百斤毎ニ　十五匁
皮器（荷包帯）	仝　十五匁
窯貨	仝　五分
黄銅器	百斤毎ニ　十匁
銅鈕釦	仝　三十匁
銅絲	仝　十一匁五分
生銅	仝　五匁
舊銅片	仝　五匁
出口竹木籐椰類	
各色竹竿	千根毎ニ　五匁
籐肉	百斤毎ニ　二匁五分
木（樗梁舵柱桁）	一根毎ニ　三分
出口衣帽靴鞋類	

衣服（布）	百斤毎に	十五匁
衣服（絹）	全	百匁
靴鞋（皮緞各色）	百双毎に	三十匁
草鞋	全	一匁八分
絹帽（キヌボウシ）	百頂毎に	九匁
氈帽（エウヒンボウシ）	全	十二匁五分
草帽縁（ナツボウシフチムグス）	百斤毎に	七匁
出口布正花幔類		
夏布（細）（クツヌノ）	全	二十五匁
夏布（粗）	全	七匁五分
土布各色（ナンキンモメンイロイロ）	全	十五匁
舊棉絮（即ち爛布碎）	全	四分五厘
綿被胎（ワタブトン）	百件毎に	二十七匁五分
棉花	百斤毎に	三匁五分

出口綢緞絲絨類（大日本より來る貨の稅則は此桁に引合ひ拂へし）

湖絲土絲（各等絲經）	百斤毎に	百匁
絲帶欄杆桂帶絲線各色（オリヒモヤヘリオリヒモイロイロ）	全	百匁
綢緞絹綯紗綾羅剪絨繡貨（ヤシュスキヌチリメンシャアヤロヒロウドヌイハクセンギヌ）等類	全	百二十匁
絲棉雜貨（絲毛の類）（ツムキワタノイロイロ）	全	五十五匁
四川黃絲（キイロノイト）	全	七十匁
同功絲（アハセイト）	全	五十匁
緯線（ヌキイト）	全	百匁
各省絨（ショシヨウヨリイツヒライト）	全	百匁
絨（廣東土產の絲にて做成）	全	四十三匁
野蠶絲（ヤサンマユ）	全	二十五匁
川綢（山東繭綢）	全	四十五匁

蠶繭（マユ）　百斤毎に　三十匁
亂絲頭（カラマユ）　仝　十匁

出口氈絨毯席類

席子各樣（ムシロイロイロ）　百張毎に　二匁
地席（チマシロ）　一卷毎に　四十碼　二匁
皮毯（ケカワノシキモノ）　一張毎に　九分
氈毯（スキオリモウセン）　百疋毎に　三十五匁

出口糖菓食物類

蜜餞並に各色糖菓（ミツツケ）（イロイロノサトウカシ）　百斤毎に　五匁
醬油　仝　四匁
白糖　仝　二匁
赤糖　仝　一匁二分
氷糖　仝　二匁五分

煙絲各樣（キザミタバコイコイロ）（黄煙水煙の類の如き）　仝　四匁五分
煙葉各樣（ハタバコ）　仝　一匁五分
鼻煙（清國）（ハナニカグタバコイロイロ）　仝　八匁
大頭菜（カブダイコンノツケモノ）　仝　一匁八分
粉絲（ヤニナリソウメン）　仝　一匁八分
酒　仝　一匁五分
海菜（コンブルエ）　仝　一匁五分
火腿（ブタノラカン）　仝　五匁五分
皮蚤（ハヒツケノタマゴ）　千個毎に　三匁五分
欖仁　百斤毎に　三匁
杏仁　仝　四匁五分
香菌（シヒタケ）　仝　十五匁
金針菜（クワンソウノハナ）　仝　二匁七分

木耳（キクラゲ）	百斤毎に	六匁
桂圓（リュウガンシ）	仝	三匁五分
桂圓肉	仝	三匁五分
荔枝（リーチイ）	仝	二匁
蓮子（ハスノミ）	仝	五匁
芝蘇（シソ）	仝	一匁三分五厘
花生（ラッカセイ）	仝	一匁
花生餅（ラッカセイアブラカス）	仝	三分
爪子（スイカロンダネ）	仝	一匁
荳（ダイツ）（牛莊登州は出口を准るさす）	仝	六匁
荳餅（ダイツアブラカス）（牛莊登州は出口を准るさす）	仝	三分五厘
米麥雜糧	仝	一匁
蒜頭（ニンニク）	仝	三分五厘
栗子	仝	一匁
黑棗	仝	一匁五分
紅棗	仝	九分

左の章程は特に日清間の定約にあらすと雖とも行李携帶入口者の一般に心得あるへき要件なるか故に揭て以て其參考に供す

新定查驗箱籠章程六欵

第一欵

凡そ入口の行李箱籠等の物件は本稅關の船隻驗查吏の查定濟みの後小船に積換するとを許す

第二欵

凡そ入口の行李箱籠等の內如し納稅すへき物あるときは其

携帯人は本稅關の船隻驗査吏に向ひて報告し該數量僅少なるものは稅吏に納稅して陸揚するを得倘又多量の物品にして荷積證内に記入せさるものは稅金を徵するの外該人に罰金を課す

第三款

凡そ入口の行李箱籠等の物件にして倘し船隻驗査吏の看査を得すして私に小船に移し一ひ發露するに於ては直ちに取押へ若し有稅品なるときは官に沒收す

第四款

凡そ入口の行李若箱籠等の物件は該船停泊の後三時間以内に本稅關吏に報告して驗査を受くへし若し夜間に到着せしときは次日九時以前に報告すへし倘し私に船中に留存し時日經過し報告せさるものにして一ひ發露するときは直ちに取押へ若し有稅品あらは官に沒收す

第五款

凡そ出口の行李箱籠等の物件は積入の時本稅關吏の驗査を得て方に上船するを許す

第六款

凡そ船中に在る入口の行李箱籠等の物件倘し稅吏の驗査を經さるものにして一ひ發見するに於ては直ちに扣留す如し有稅品たるときは官に沒收す

同治八年六月初一日上海北新關特諭

英清諸締章緒言

齊しく締盟の與國なり或は禮を彼に重ふして讓を此に輕ふするあり同しく通商の友邦なり或は利を彼に厚ふして益を此に薄ふするあり千差萬別得失霄壤是れ富國強兵虎視耽々の世誠に免るへからさるの姿勢にして寧ろ優勝劣敗自然の定數乎本邦支那と通商すること久し憾らくは未た最惠國均霑の條款を得す以て他與國と馳逐の間一髪の重遂に千鈞の衡を制せられ況んや其一髪の重に止らさるものをや茲に英清諸締章を取り以て之を日清各條約の後に列す蓋し予輩微意あつて存す焉嗚呼最惠國條款や固と人爲の法のみ禍福常門なし人の取るに任す唯國際の事情如何と顧みるのみ矣

清英兩國條款

大清國皇帝
大英國君主は兩國間の情意普洽ならさるに因りて今又舊好を重修して後來永遠に安息ならしめんとを希望す是を以て

大清國は特に

東閣大學士正白旗滿洲都統總理刑部事務桂良經筵講官禮部尚書鑲藍旗漢軍都統稽查會同四譯館花沙納に命し

大英國は特に世襲額羅金、哈爾田、二郡伯爵額爾金に命し各員全權大臣の資格を以て便宜執行すへき上諭に依り相互較閲して俱に穩安なるとを認め茲に會議商定する所ろの條約を以て左に列記す

第一款

一前に壬寅の年七月二十四日江寧に於て定むる所ろの和約は依舊執行し廣東に於て定むる所ろの善后舊約並に通商章程は目下更張整理せるを以て新約中に編入し所有の舊約は廢紙となす

第二款

一大清皇帝
大英君主は意親睦を修むるに存し定約を絕たすして各大邦の和好常規に從ひ任意執行すへく相互秉權大員を派し

大清
大英の兩國京師に分遣すへし

第三款

一大英欽差各等大臣及各眷屬は京師に駐在し或は永久居住し或は隨時往來するも總て本國の諭旨を奉して遵行し英國自主の邦は清國と平等なるものと

大英欽差大臣は代國秉權大員となし
大清皇帝に謁見するの時に於て遇々國体に障碍する禮あらは執行するを得す唯
大英君主毎に吏員を派遣して泰西國に前往せしめ國主を拜するの禮に倣ひ
大清皇帝を拜し以て畫一肅敬を昭にす京師に在りては地基或は房屋を租賃して大臣等吏員の公館に充つ
大清官員は協同助力して夫役を雇覓する等其意に隨ひ毫も阻攔するとなかるへし
大英欽差公館の眷屬隨員等の人を待するに或は越禮欺藐等の情弊あるときは該犯は地方官に於て嚴重に懲戒を行ふ

第四欵

一大英欽差大臣並各隨員等は皆其便宜に任せ往來して文件を收發し其行裝の囊箱は何人たりとも擅に啓拆をなすを得す洛海又は何處に拘はらす皆文件を送達する專務役員ありて
大清の驛站差使と一律に保安照料すへし總て
大英欽差大臣各式の費用を要するときは皆英國より支辨し
大清國と關係なし之を總るに泰西各國は此等の大臣に於ては向來相當の慣例ありて優待すへき禮節は一律に執行すへし

第五欵

一大清皇上は特に內閣大學士尚書中の一員に命して
大英欽差大臣と文書を往來し又は會同面晤して各等の事務

を商辨す其儀式は皆平尋の儀式を以て相待遇すへし

第六款

一今茲に以上列記する所ろを約定し所有の大清に於て優待する各節は日後大英に於ても亦同一に之を優待すへし全權大臣を特派するの時は

第七款

一大英君主は通商各口の要を酌看して領事館を設立し清國官員は諸國の領事官を待遇する最優なる者と同一に英國領事館を待遇すへし領事官代理領事官は道臺と同品なる〻副領事代理副領事及繙譯官は知府と同品なるものと し相見會晤文書往來等總て平等の禮を用ゆへし

第八款

一耶蘇聖教及天主教は原と爲善の道に係り人を待する已の如し自後傳教授習する者あるときは一体に保護し安分過失なからしめ清國官吏は毫も刻待禁阻するを得す

第九款

一英國民人は護照を携帶して內地各處に前往して游歷通商するとを許可し護照は領事官より發給して地方官之れに捺印す經過の地方に於て護照の驗查を要する時は隨時呈驗して通過に故障なからしむへし船隻人夫を雇用して行李貨物を裝運するに於て擱阻するを得す如し護照なく或は申途訛誤又は不法なる事情あるときは最近の領事官に

送交して懲辨し沿途に於ては唯拘禁するを得るも凌虐するを得ず如し通商各口より出外游玩する者は地方百里以内期日三五日の間は護照を要せず惟水夫船乘人等は此の限りにあらず應に地方官より領事官に會同して另に章程を定め妥に彈壓をなすべし惟江寧地方賊匪の恐れある處に於ては城地克復の後を俟つて再ひ護照の發給をなすべしし

第十款

一長江一帶の各口は英商の船隻俱に通商するを得惟目下長江上下均く賊匪あるが爲鎭江一年の後開口通商するの外其餘は地方の平靖するを俟べし

大英欽差大臣は

大清特派大學士尙書と會議して漢口より下流海に至るの間各地選擇して二口を限り英船出入貨物通商の區となすを許す

第十一款

一廣州福州厦門寧波上海の五處は已に江寧條約により通商を許可するの外牛莊登州台灣潮州瓊州等の府城ある口岸に於て嗣后均しく英商の貿易を許し何人の買賣船貨に拘はらず隨時往來し居住賃屋租地又は禮拜堂醫院墳堂等を起造し其他益を取り損を防くの諸節に至りては悉く已成通商五口に照して異なるとなし

第十二款

一英國民人は各口並に各地方に在りて地處を租賃し家屋棧

房禮拜堂醫院墳墓を設置せんとするときは均しく民價に依りて買取し公平に定議して互相勒索するを得す

第十三欵

一英國民人は隨意に各色貨物を買取するには清國商民相當の代價を收執し清國官吏は毫も制限禁阻するとなし

第十四欵

一遊行往來するの際貨物積揚は英商隨意に小船を雇ひ運販すべく各項の艇隻賃銀幾何なるを論せす英商は船主と自議するものとも官吏は之れか經理をなさす而して船數を制限し船隻を指定し挑夫を包攬するを得す運送の時倘し稅金を納めすして潛行する等の情弊あるを査出せは該犯は規則に照して懲戒をなすへし

第十五欵

一英國所屬民人に關係する案件は人産を論せす皆英官に於て處置すへし

第十六欵

一英國民人事を犯す者あるときは英國に於て懲辨し清國人にして英民を欺凌擾害する者あるときは清國地方官れ於て自ら懲戒を行ひ兩國交涉の事件は彼此會同して公平に審斷し以て正實を昭れすす

第十七欵

一大凡英國民人にして清國の民人を控告する事件は先つ領事官衙に赴ひて出訴し領事官は其根由を査明し先つ說諭して訴訟なからんとを務め清國民人にして領事官に赴き

英國民人を告訴する者あるときも亦一体に勸息せしむへく間々勸息す能はさる者は清國地方官は領事官と會同審辨して公平に訊斷を行ふへし

第十八欵

一英國民人に對しては清國官憲は時々保護を加へ其身家を安全ならしむへし如し欵凌擾害及不法の匪徒火を放ち屋を燒き財物を搶掠する者あるときは地方官は立ろに法を設け兵役を派發して追捕し法律により嚴罰すへし

第十九欵

一英國船隻にして清國管轄の洋面に於て強盜に搶劫せらるゝ者あるときは地方官は其報を開き直に法を設けて追捕し其追得せし贓物は領事官に交付して原主に給還すへし

一英國船隻にして清國沿海地方に於て衝突乘揚又は暴風に逢遇する等のことあるときは地方官は直ちに法を設けて保護し最寄の領事官に送交して査收せしめ以て睦誼を昭かにす

第二十一欵

一清國民人にして法を犯し逃れて香港或は英國の船中に在る者は清國官吏は英國官吏に照會して訪查し果して罪犯たるときは交出を行ふ通商各口に於て倘し清國の犯罪民人あり英國の船中又は房屋に潛匿する者あるときは清國官吏は領事官に照會し領事官は直ちに交出して隱匿徂庇するを得す

第二十二欵

一清國人にして英國人に對する貢債を償却せずして逃亡する者あるときは清國官吏は務めて捕獲追緻すへし英國人にして清國人に貢債も亦潛行逃避する者あるときは英國領事官は同一の義務を盡すへし

第二十三欵

一清國商民にして或は香港に到りて生計を營み貢債を償却せざる者あるときは香港の英國官吏に於て處置し惟債主の逃れて清國地方にある者は領事官より通知し清國官吏は務めて法を設けて捕獲し果して償還すへき財本あるものに於ては數を盡して追償せしめ公平に處理すへし

第二十四欵

一英商の貨物を積揚するに際し稅金は倶に稅則に照して徵收し總て他國に比し彼此の別あるを得す以て公平を保ち偏姑を戒む

第二十五欵

一稅金は入口貨物引取の時に於ても出口貨物は船積の時に於て徵收するものなり

第二十六欵

一前に江寗に於て立約せし第十條中定むる處の出入口各貨物稅金は當時稅餉の多寡を綜算し均しく價値を以て稅率となせしも毎價百兩に付正稅五兩となし大概校計し以て平道となせしも條約內列載する各貨物多くは價値漸く減少するものありて稅餉は依然改めす原公平なる稅則も今已に

重を覺ふ茲に舊稅則を重修充定し今回の立約捺印を加ふるの後を俟て奏明して戶部の大員を請派し卽ち上海に赴かしめ英員に會同して迅速に商議を行ひ本條約の許可を得るに及んで新章程により速に執行すべし

第二十七款

一今回新定せし稅則並に通商各款にして以後彼此兩國に於て再ひ重修するには十年を期限となし滿期前六ケ月先つ通知をなして酌量更改するものなり若し彼此滿期前に於て通知改正をなさゝるときは稅則は從來の章程に照して徵收し十年の後再ひ更改するものとし以後も均しく此の例に依り執行して永久變更なきものなり

第二十八款

一前に江寧に於て定約せし第十條に記載する所ろを見るに各貨物納稅の後は淸國商人より遍ねく天下に運販し而して途中經過する所ろの稅關は重稅を加ふるを得ず只其賣價幾何に照して每兩加稅幾分に遵ゆべからず云々今に至るも內地稅局の課稅は若干の文字に止り一定の數目なし英商も常に稱すらく貨物の某內地より某口に赴き或は某口より某內地に進むときに於て各稅局は隨意新章程を設けて稅金を賦し名けて抽課と云ふ實に貿易に於て損害あり と現に新約定結するの後は現今の通商各口又は以後新開する口岸に於ても四ケ月を期限として各領事官は各稅局監督に通牒し經過の沿途に於て納稅すべき銀兩の數目明細に議定を行ひ彼此出示して淸英の商民に布告し均し

く承知せしむべし惟英商の内地に於て貨物を買取して開口場に赴き輸出し或は開口場にある西洋貨物を以て内地に輸入せんとする者にして一次に納稅じを内地各稅局の課稅紛繁なるとを免れんとを願ふときは一次に完納するとを許す其内地の貨物は途上經過の稅局に於て完納し西洋貨物は開口場に於て完納するものとし切符を發給す然るときは各稅局は毫も課稅せざるの證となすべし其課稅は貨物の代價を總計し每百兩に付銀二兩五錢を課す以上は上海に於て彼此委員を派遣し稅則を重修するの時を俟て各貨物を類別し納稅の數目を議定し以て各稅局抽課の法を除去するものなり而して海口の關は稅依然前例に照して完納し兩例並行するも妨得なし

第二十九款

一英國商船にして納むべき噸稅一百五十噸以上は每噸銀四錢とし一百五十噸以下は每噸一錢と定む大凡船隻の出口にて他の通商各口並に香港地方に赴んとするときは該船主は稅關監督に稟明して許可証を得べく而して當日より四箇月を期限となし通商各口に往來するも別に噸稅を要せざるものとす

第三十款

一英國の貨船にして入口の儘荷揚をなさず他の地方に往くものにして二日以內に出口するときは噸稅を徵收せず若し期日を經過せしものは全數の噸稅を課す此外船隻の出口に付ては費用を要せざるものなり

第三十一款

一英商の各口に於て自用する艇隻にして客人、行李、書信、食物及び無稅の物品に限り噸稅を要せず若し有稅の物品を搭帶するときは四ケ月毎に噸稅每噸一錢を課す

第三十二款

一通商各口に於ては浮椿、旗號船、塔表、望遠台、等を分設するには領事官は地方官と會同酌着して之を建造すべし

第三十三款

一納稅に用ゆる銀兩は英清の兩商俱に官役銀號或は紋銀又は西洋錢なるべく卽ち道光二十三年廣東に於て定むる所の各樣の銀錢を照して交納すべし

第三十四款

一秤碼丈尺は均しく廣東稅關に於て頒定せし式に照して各監督官より各口領事官に送交し以て畫一なるを昭らかにす

第三十五款

一英國の船隻にして入口せんとするものは適宜に水先師を雇用し稅金完納の後も亦水先師を雇用して出口すべし

第三十六款

一英國の船隻入口する時は監督官稅吏丁役を派出看守せしめ或は英船に於てし或は本艇に於てするも隨意に任せ其需用の經費は稅關にて支辨す該船主並に管船商に向ひて毫釐たりとも私受するとを得す若し私受せしときは發露するに於ては其取る所の多寡に從ひ處置す

第三十七款

一英國船隻の入口せしものは一日內に該船主は船名積荷証の各件を以て領事官に交し次日に於て監督官に其船名及ひ搭載貨物の噸數又は何品たるとを通知して驗査の參考となすへし如し日期經過して該船主領事官に報明せさる者は每日銀五十兩を罰す惟罰する所ろの銀數は二百兩以外に逾ゆへからす且又其積荷証內に記する所ろの貨物にして漏報又は揑報に係るものあるときは罰銀五百兩を課す倘し筆誤等にして送狀を發するの日に於て改正せしものは別に罰銀を要せす

第三十八款

一監督官は領事官の詳細なる通知に接するの後に於て直ちに荷揚許可證を與ふへく倘し船主の荷揚許可證を領收せさる前に於て擅に荷揚をなすときは銀五百兩を罰し其陸揚せし貨物は全數を沒收す

第三十九款

一英商の積荷揚荷をなすときは俱に先つ監督官の許可を受くへし如し違犯するものは貨物の全數を沒收す

第四十款

一各船は私に荷物の受渡するとを許さす如し相互に受渡をなす者は必す先つ監督官より許可を受け始めて執行するを得違犯者あるときは其貨物全數を沒收す

第四十一款

一各船は稅金完納の後に於て出口證を發信するものとし領

事官は出口證に接し始めて入口の時差出せし船名積荷證等の件を一併に還付して隨意出口することを得るものなり

第四十二欵

一稅則に記載する所の貨物の價若干に照し稅金若干を課するの法なるも稅關の驗査吏と英商の間に於て其價を平定する能はざるものあるときは商人の買手二三人を邀へ來り鑑定せしめ其内若干の價を以て此貨物を買取んとする者ある時は最高なる代價に依り時價と見做し稅金を徵收し以て公平を保つへし

第四十三欵

一大凡納稅は實に斤兩により評價するものなれは先つ其外包粉飾等の料を除き正貨の輕重を以て標準となすへし荷造の儘斤兩を見るものは外包等の數量を除き正味貨物の斤兩を核算す卽ち茶葉一項の如きは倘も稅關吏と英商と意見合はざるときは毎百箱内に於て稅吏は適宜に若干箱を抽出し英商も亦若干箱を抽出し先つ一箱を以て荷造の儘なる斤兩若干を得再ひ其外包のみの斤兩若干を詳かにして外包の斤兩を除き核算するときは毎箱幾何斤なる實數を得へし其他の貨物にして見て荷造せしものは均しく如此類推すへし若し理論不分明なる者あるときは英商は領事官に赴き情節を報知し領事官より監督官に通知して商量酌辨すへきものなるも惟必す當日に於て執行すへし若し遲延するときは受理せす如此論定せさる貨物は監督官に於て暫く登記を見合せ後日の故障なからんことを

務め更に公平なる處置あるを俟つて明細に登記するものなり

第四十四款

一英國貨物にして若し潮濕の爲價値低減せし者は其價に照して課稅すべし倘し英商の稅吏と理論上價値の定り兼るとあるときは價を按じて稅を徵する條法によりて處置すべし

第四十五款

一英國民人にして貨物を運送入口し既に稅金を完納せし後再び別口に改運して賣却せんと欲するときは領事官に票明して監督官に轉報するの後委員の驗查を經て實際原荷造原貨物にして原帳と符合し並に抽換等をなさいるものは數目に照して證書記入の上該商に發給し一方には書面を以て別口の稅關に通報し置き該船の入口を俟て驗查上符合するものは陸揚して賣却するとを許可し其稅金重納するとを要せず若し私に他物を夾帶する等の情事を發見せば貨物は罰として官に沒收す或は該貨物を以て外國に運出せんと欲する者も亦同樣に稅關監督官に通報し驗查の上指證一枚を發給し他日入口出口するの貨物に拘はらず均しく已に稅金皆納の證據となすべし外國所產の糧食にして英船の裝載として入口し陸揚をなさるものは他處に運販するも一概に禁阻するとなし

第四十六款

一清國各口の收稅官員は總て偸漏を嚴防するの法ありて均

もく機宜を相度り隨時便宜に方法を設けて執行し以て其
弊害を杜ぐものなり

第四十七款

一英商の船隻は條約内にある通商各口に於て貿易することを
許し若し別處沿海地方に到り私に買賣をなすときは船貨
を以て一并に官に沒收す

第四十八款

一英國商船にして不正のことあるを發見するときは何貨に拘
はらず價値の全數を沒收するの外該商船の帳冊を清結す
るを俟て嚴に退去を命じ口内に於て貿易することを許さす

第四十九款

一條約内に指定する所の英民に對する罰款及び船貨沒收
のことは皆清國に於て所置するものとす

第五十款

一嗣後英國の文書は俱に英字を以て書寫し暫時仍ほ漢文を
添配送來するを清國は學生を選派して英文英語を學習せ
しめ熟習の上は漢文を配送するを要せず自今以後遞々文
詞上辯論ある時は總て英文を以て正義となす今回の定約
は英漢文字詳細校對して誤謬なきものとするも又此の例
に照すべし

第五十一款

一嗣後は各式の公文にして京の内外を問はず
大英國官民と書し夷の字を提書するを得す

第五十二款

一英國の兵船にして別に他意なく或は盜を捕ふる爲めに清國に駛入するものは何の口に論なく一概の食物飲料水を買取し又は船隻を修理するときは地方官は相當の保護をなし船員各官は清國官員と同等の待遇をなすへし

第五十三欵

一清國所屬の海面に於ては常に盜賊の搶劫すること少しとせす

大清

大英俱に深く患ふへきものとせり向來內外の商民に於て大に損碍あるを以て兩國會議の上法を設けて消除すへし

第五十四欵

一前年の條約中に記する所ろの英國官民にして益を取り損を防くへき各項は今仍存續するものとし若し他國の今後に於て便利と認むるところのものは英國も亦其益を得さるとなし

第五十五欵

一大英君主は懷意友睦を全ふするにあるを以て前に廣東の事件に付各項の經費を賠補せしむるの方法は別に條約を立て本條約章程と同一に堅定して移動せさるものなり

第五十六欵

一本條約立定の後は兩國の勅裁を俟ち一年を以て期限となし彼此各々大臣を大清の京師に派遣して會晤せしめ互に交付するものなり現に

大清
大英の各大臣は先つ捺印を行ひ以て信守することを昭らかにす

大清咸豐戊年年五月十六日
大英降生后一千八百五十八年六月二十六日

通商章程善後條約

第三款

一今回新定の稅則中凡そ僅少なる搭載貨物入口稅則の未だ出口稅則に記載せざるものにして遇々出口するものある時は倶に入口稅則に照らして納稅せしめ或は僅少なる搭載貨物の出口するものにして未だ入口稅則に記載せざるものの遇々入口するときは同く出口稅則により納稅せしむへし倘し貨物の名目にして出入口稅則に記載なく其免稅の物にあらざるものは時價を按して現價百分の五を課す

第二十款

一凡そ金、銀、外國各種の銀錢、麪、粟、米、粉、砂糖、穀米、麪餅、熟肉、熟菜、牛乳、酥、牛油、蜜菓子、外國衣服、金銀脩飾品、彫刻銀器、香水、食鹽、炭、薪、外國蠟燭、外國刻烟草、葉烟草、外國酒店用の雜品、船用雜品、行李、紙、筆、墨、毛氈類、鐵刃利器、外國自用の藥料、玻璃器皿、以上の各物は各通商口に於て出入口稅金を要せず而して金銀外國銀錢行李は免稅なりとするも其他船隻中搭載物貨の多寡に拘はらず又は他貨を搭載せさるものと雖とも船隻の噸稅を完納すへし倘し內地に進行するときは前三項の外なる各貨物は現價百兩毎に銀二兩五錢の稅を課す

第三款

一凡ろ禁制貨物にして火藥、大小彈丸、大砲、大小銃、並に一切の軍器に屬するもの及ひ内地の食鹽以上各物は一概に禁止せるものなるを以て輸出輸入するとを得す

第四款

一凡そ稅則内に計算する所ろの輕重長短は清國一擔卽ち一百斤に當るものは英國の一百三十三磅（ポンド）零三分の一とし清國一丈卽ち十尺に當るものは英國の一百四十一因（インチ）制とし清國一尺は英國の十四因制一とも英國十二因制を一幅地となし三幅地を一碼（ヤード）となし四碼に三因制を欠くものを清國の一丈となし均しく此の標準を以て例規とす

第五款

一向來西洋藥品、銅錢、米穀、菅石、硝磺、白鉛等の物は規則上通商するを許さゝりしも規定の條約は稍や其禁を寬ふし商人に任せて納稅貿易するとを許す入口する西洋藥品は每百斤稅金三十兩を課し該商は惟開口場に於て賣却するれ止り海口以外は清國の貨物と同視すへし祇清商は内地に運入するを得るも外國商人は護送するを得す天津條約第九條に記する所ろは英民護照を携帶し内地に到りて通商すると並に二十八條に載する所の内地關稅の章程は原來西洋藥品と關係なし其課稅の方法は清國の適宜に任せり嗣後遇々稅則を改正するも仍ほ他の貨物に照して定稅するを得す◎又銅錢は外國に輸出するを准さす惟清國内の通商各口にて此口より彼口に運致する時は章程により該商

は其數目幾何にして何口に運送する等のと本人又は同商二人聯名の保證を添へ稅關に報明すへし或は監督の命令に任せ別に確實なる證據を立る時は許可を得る者なり別口の監督は其證書上に於て收到の文字を註明して捺印す而して證書を給與するの日より共個月を限り返納するものとし若し期限を經過し證書を返納せさる時は其錢貨の原本に照して如數沒收す其出入口は俱に免稅なりとするも船中搭載の多寡に拘はらす船隻の噸稅を課す○又凡ら米穀等の糧食は內外の土產に拘はらす何の地より入口するを分たす俱に外國に運輸するを許さす惟英商にして清國の通商別口に運往せんと欲する者は銅錢と同一に取扱ふへく而して出口の時は稅則に照して課稅し入口の時は

稅金を要せさるも搭船の多寡に依らすして均しく船隻の噸稅を徵す○荳石荳餅は登州牛庄の兩口に於ては英國商船格載して出口するを許さす其餘の各口は該商稅則に照し納稅するときは外國に輸出して可なり○硝礦白鉛は俱に軍用の要物たるを以て清國官吏自ら買取して入口するものなり或は清商にして特許の證明を得て入口するとあるも該稅關に於て該商の實際特許を得たる者なるや否やを查明せさるの間は陸揚等をなすを得す此の三項は止た英國商人に限り通商各海口に於て賣却するを許し携帶して長江並に各內地の口岸に到るを許さす又は清商に代りて護送すへからす總て各海口の外は清商の貨物と見なし英商と關係なきものとす以上の西洋藥品銅錢米穀荳石荳

餅硝礦白鉛等の項は方に新章程に照して買賣すへく敢て此例に違犯する者は運ふ所ろの貨物の全數を沒收す

第六款

一天津條約の英國第三十七條に記する所ろに依れは船隻の入口するものは一日を限り領事官に報して通知すと又第三十條に載する所は英國の貨船にして入口の後荷揚をなさす他處に往くものにして兩日以內に於て出口せは船隻の噸稅を徵收せす以上の二條は先後に拘はらす總て該船の口界に進入する時刻を以て起算し以て錯雜爭論なからしむ而して各口の界限並に貨物を上下するの地に至りては稅關に於て指定し既に商人に便ならしめ又た收稅に障碍なきとを務め領事官に通知して本屬の商民に曉諭せし

第七款

一天津條約第二十八款に載する所ろの內地稅金賦課のとは現定の出入稅則に照し其一半を課するものとし惟第二款に載する所ろの免稅各貨は金銀外國銀錢行李の三項を除くの外其餘海口免役の各物にして若し內地に運販するときは實價百兩毎に稅銀二兩五錢を課す此外內地に運輸する各貨物にあつては該商は其貨物の名目數料又は原と何船にて入口し內地の何處に運往する等の各緣由を稅關に報告して驗查を受け內地稅金を完納すへし該關に於て內地稅證を發給せは該商は沿途各稅局の驗查を經て通過するとを得遠近を論せす重稅を課するとなし貨物を運送し

て出口するの例に至りては凡そ英國商民は内地に於て貨物を買收し第一の稅局に到り驗査を受くるときは貨物送付人より貨物幾何又は何口に至り積荷する等のことを記明して届出へく該稅局は證明書を發給して運送することを許可す沿途の各稅局の驗査の上蓋印し最後の稅局に至り内地稅金を完納せしめ始めて番所を通過することを許し而して更に船隻に搭載して出口のときに於て再ひ出口稅を課すること若し出入の貨物にして此例に違犯するもの及ひ既に何口に運送することを報告して沿途私賣するものあるときは各貨物は均しく沒收す倘又貨物細目書を匿し少數の數目を報告する等の情弊あれは書内同類の貨物を以て全數を沒收す運送する所ろの各貨にして如し内地稅金完納の實證なきときは出口稅關に於て内地稅金を徵收し始めて搭船出口することを許可し以て内地稅則の隱漏を杜絶するものなり卽ち今回の議定は既に一次納稅するものは一概に重徵せす所有の英國第二十八欵に明記せし如く所在經過の處に於て納稅すへき實數は明晰に通報し彼此清英の商民に布告して知悉せしむへし

第八欵

一天津條約の英國第九條に載する所ろの英民にして護照を携帶し内地に到り通商するの一欵は京都に於て現議せし通商の例に加入せす

第九欵

一向例に依るに英商は稅金完納し百兩毎に別に銀一兩二錢

を鎔解費として徴收せしも嗣後は此項を撤去し英商に對して別に鎔解兩を要せす

第十欵

一通商各口收稅の法方又は嚴重に偸漏等の弊を防禦するとは清國に於て法を設けて處分するとは條約中已に明記せり目下議定して各口同一に處置するの方法は總理外國通商事宜大臣に於て隨時巡察歷閲し或は委員を派遣し總理大臣は適宜に英國人を聘用して稅務を補助せしめ並に漏稅を看査し口界を判定し船隻の艇泊する塲處を指示す或は浮椿旗號船塔表望遠樓等を分設して英官の指揮干渉を受るとなし其浮椿、旗號船、塔表、望遠樓等の經費は船隻類噸稅より支辨すへく又長江一帶は如何して偸漏を嚴防するとは通商の情況を看察して清國に於て適宜方法を設けて處理すへし

右和約は清英兩和好通商を議定せし條約にして

大清咸豐戊午年五月十六日
大英一千八百五十八年六月二十六日

兩國の秉權大臣は天津に於て議定し嗣て

大清國皇帝
大英國君主

の御覽鈐爾を經二年後に於て北京に在り相互交換せしものなり

通商各口通共章程五條 咸豐十一年九月議定

第一欵

凡そ貿易商にして舶來品を上海より長江沿岸各港に向け輸入する時は必す上海に於て其輸入正稅を完納すへし而して輸送地に至るの后更に內地へ向け輸入するものは其沿途の

稅關(舊來の内地稅關を云ふ)にあつては稅關を納め釐金局にあつては釐金を納むへし然れとも洋人にして内地へ向け輸入するものは其輸出地にあり子口稅を納むれは沿途別に關稅及釐金を納むるを要せす

第二款

貿易商にして上海より清國品を長江各港に輸送する時は上海にあつては其輸出正稅を納め更に再輸出稅を完納すへし而して輸送地に到るの后更に内地に向け轉送する時は洋商華商の論なく沿途必す關銀釐金を納めさる可からす

第三款

貿易商にして上海より清國各港より一旦上海へ輸入せし貨物を長江沿岸に向け輸送する時は該貨は已に各港にあり輸出稅を納め又上海にあり輸入稅を納めたるものなるを以て更に上海にあり輸出及再輸出稅を拂ふを要せす只た輸送地より又更に内地へ輸送する時は其沿途必す第二款に照準すへきものとす

第四款

貿易商にして長江沿岸各港にあり内地にあり貨物を仕入れんとする時は本商自ら行くも本國人を用ゆるも内地人を用ゆるも勝手たるへし只未た内地に入らさるに先ち海關に向て買貨證書を請受け更に證書内に内地某港に輸達する期日及輸送すへき開港場の名並に實屬本商土貨自必納完半稅等の詞を記入し更に本商の姓名と家號を記すへし是れ通商各海關に於て料理すへき者なるを以て洋商にして之を行はん

と欲するものは先つ之を領事に報し之か准允を得然る后之を稅關に報するものとす但し之を請求するも其費を要せす

第五款

貿易商にして長江沿岸より土貨を搭載し上海に向け輸送する時は若し洋商ならは已に輸送の際子口稅を完納するを以て沿途釐金及關銀を要せす然れとも內地人にして子口稅を收めさるものは之に反す只上海到着の上は均しく皆な輸出正稅を完納すへし而して亦其半稅を收めて銀號を存す蓋し若し三ケ月內に於て外洋へ向け輸出するに際し其貨物にして原貨と大違なけれは其存す所の半稅を交還するものとす然れとも若し上海にあり該品を買賣するか或は三ケ月內に輸出せさる時は其半稅を以て再輸入稅となし之を沒收すへし而して又右期限內に於て輸出するに際し貨物に非常の變狀(原貨物と違ふを云ふ)ある時は半稅を沒收せし上更に輸出正稅を納めしむへし

以上通商各通共章程五箇條は重に長江各港に付議定するものにして長江に關する輸出入稅及半稅は均しく上海海關にあり完納するものとす然れとも他の海港にあり洋商の內地に入り船來品を賣却し或は內地產物を仕入るゝの際要する所の再輸入手順及存銀(半稅を留め置くを云ふ)納稅(正稅を納むるを云ふ)領單(買貨證)護證等の事は南北各海港均しく長江一律に照して辨理するものなり

長江通章統共章程 同治元年九月議定

第一條

凡そ英國商人の船長江に於て貿易する者は只た鎭江、九江、漢口、三處に在て貿易するを許すも、沿途私かに貨物を搭卸するを許さず若し此の規則に違背する者は最寄りの稅關に於て其貨物を沒收する者とす長江沿岸の各地より他處に向て輸出する所の貨物は鎭江、九江、漢口の三處に於て其手續を經るものとす此外無免狀の進口洋貨及び半稅未納の進口土貨も以上の三稅關に到て進口し均しく各稅關に於て驗査の上條約に照し稅金を徵收する者とす

第二條

凡ろ英商の船長江に在て貿易する者を分て兩項と爲す其一鎭江より上流は暫く長江買賣の大洋船及び各種の划艇、風篷船を用ゆる者とす其二上海より鎭江に至るの間は長江買賣の内江船及划艇、風篷、兩種、の船隻を用ゆる者とす何れの互市場に於て貿易するも均しく條約及び其地方の特別章程に照らして辨理す若し軍器火藥等の物品を長江に輸入せんとする時は其數目を稅關に届出て証明書を得べし若し私かに其數を加へ証明書の數目と符合せさる時或は長江に於て軍器火藥を私賣せし時は直に其船隻を沒收す凡そ來往の各船にして若し中國の巡査船に遇ひ巡査官より檢査を要するの場合に於ては往來の商船は立ろに船牌を出して其の檢査を受くへし

第三條

凡そ英商の大洋船及ひ划艇、風篷等の船隻鎭江に抵るの時若くは鎭江に於て貿易するの時は卽ち鎭江に在て稅銀を徵收

す若し鎭江より九江漢口等の地に赴く者は須らく船主より船牌を以て鎭江領事官に差出し並に艙口單を以て鎭江稅關に呈し其査驗を乞ふ稅關にては領事舘よりの照會有るを待て護照一紙を發給す名けて鎭江護照と爲す內に該船裝載する所の兵器、槍砲、刀劍、彈藥、等の物品若干水夫の人員並に搭載噸數及ひ國號等を明註し官より船艙を封印し吏員一名を派して押送す該船九江に抵れは船主は其の護照を以て稅關に出し驗査を受くへし該船九江漢口在て貨物を積卸する時は其の納稅事宜は其地の章程に照らし辨理す該船鎭江に歸れは直に護照を以て稅關に還納す稅關にては更に紅單を給與し船牌を下附し其の出帆を許す江を下るの時稅關より吏員を派し送りて狹山に至る凡そ鎭江の護照無く並に中國の牌照無き船にして鎭江より上流の地に在れは稅關にては査出の上直に其船を沒收する者とす

第四條

凡そ英商の內江輪船にして上海よりして長江に向ひ買賣を爲さんと欲する者は應さに船牌を以て上海領事官に呈交し領事官よりは更に江海關に請ひ輪船江照一紙を發給す該江照は六箇月を以て限りと爲す凡此の江照有る者は卽ち內江輪船の例に照し貨物を搭卸し稅銀を完納す可し凡ろ江照有るの輪船にして鎭江九江に抵れは上水下水に論なく須らく江照を稅關に差出し撿査を受くへし嗣後江照有るの輪船は須らく鎭江、九江、漢口、に在りて順次に船稅を完納すへし輪船上水下水に論なく皆各稅關より吏員を派して押送す凡ろ江

照有るの輪船にして若し各港の章程に違背するの事有れは初次を除くの外は例に照らして處分し卽ち稅關よりは該船の江照を以て廢紙とし以後該船の鎭江を過き上流に赴くを許さす若し江照無きの輪船鎭江を過きて上流に至らんとする者は第三欵大洋船、划艇、風蓬、等船隻の例に照らし辨理す

第五條

凡そ江照有るの輪船にして土貨を裝載せんとする者は須らく其地の稅關に於て正半兩稅を完納せし後始めて其の裝載を許す該貨上海に抵り若し三箇月限內に在て外國に向け再輸出せんとする者は應さに該商より江海關に赴き證明書を受取り該貨物を外國に輸出するの證となし其の證明書を以て漢口、九江、鎭江、稅關に差出せは稅關にては則ち該商納むる所の再輸入半稅の證書を給與す但た外國に逆らんと欲するの貨物は上海に抵るの時再ひ報告すへし凡そ此等の輸船別船の貨物を積換へんとする時は須らく例に照らして稅銀を完納すへし稅關にては其貨物の輸入稅を完納せしや否やを撿查せし後始て積換へを許可する者とす

第六條

凡そ洋商あり內地船隻を雇ひ貨物を運送せんと欲する者は條約に照らし納稅を要するの外仍ほ其れをして辛酉の年定むる所の假規則に照らし保單を差出し證明書を請領す可し該船稅關に到れは仍ほ內地船例に照らし船料を完納せしむ若し荷積證と貨物の數目符合せさる場合に於ては保單內記載する所の銀數に照らして罰金を賦課する者とす

第七條

凡そ大洋船　輪船及び英國の船牌を附したる划艇、風蓬、並に商雇ふ所の内地運貨船は出口の稅關より總單を給與す沿途の通商地に貨物を搭卸せんと欲する時は該船主より其の總單を以て稅關に差出し撿查を經し後にあらされは貨物を搭載すすることを得す

以上各章程は後日に至り若し不都合にして實施し難き場合に於ては時に隨ひ協議の上改良するとあるへし

同治元年九月　日

燕臺條約(芝罘條約)

大清欽差便宜行事大臣（文華殿大學士直隸總督）一等肅毅伯李

大英欽差駐華便宜行事大臣勳賜二等寶星威

現在本大臣等條欵を會議し一切の事宜を商量す本年春間威大臣は總理各國事務丞相伯爵德より發送する上年十二月五日の來信を受け各節の條欵を處辨するの委囑に接し共に三節あり一は雲南事件を明白ならしむると二は上年定むる所ろの中外大臣を往來相待遇するの一節を確定して信守を昭かにすると三は上年八月に議定せし通商事務を整頓し一律に取扱法を定むる等の件なり目下威大臣會同商議して此件を執行するの意を以て主眼となし通知せられたり以上の三節は威大臣前に

總理衙門と往返して各件を商議せられしとは贅述するに及はす今李大臣と議定せし取扱方法を每條左に列記す

第一節　雲南事件を明白にすると

一威大臣は別に雲南事件の奏案を擬作せしものありて大抵其考案は先つ李大臣と商量せしものたり或は總理衙門より或は李大臣より上奏するも差支なし惟上奏する前に於て上奏文件を威大臣に交付して閱看せしめ故障なからんとを務むへし

一奏明して

諭旨を奉するの後は

總理衙門より上奏文件並に諭旨を以て淨寫の上通知すへし又

總理衙門は各省に通報し今回の上奏文件諭旨は詳細に告示中に列記し一併に威大臣に承認を得へし

威大臣は卽ち本國に通報し兩年を期限となし英國駐京大臣に於て隨時委員を派遣して各省に分出し地方看察の上告示を張貼し將來の情形を察すへし或は英國駐京大臣より照會し或は各口の領事官に命して照會せしむるときは地方の大吏は委員を派出し各處に趣き會同查看するものなり

一所有の雲南省邊界にして緬甸地方と往來通商するの一節に付如何なる方法章程を明定するのとは雲南事件議決の上奏文件內に於て一併に

諭旨を請ひ雲南總督巡撫に命し英國より派遣せる官員の雲南に趣く後を俟ち才幹ある大員を選派して會同商定すへし

一英曆の來年正月初一日卽ち光緒二年十一月十七日より起り五ケ年を期限となし英國に於ては官員を選派し雲南省の大理府或は他處相當の地方一區內に在り駐寓して通商の形情を視察の上章程權限並に英國官民に係る一切の事宜を商定せしむへし該官員は該省の官員と隨時商量し或は五年の內或は滿期の時に於て英國より期日を定めて通商を開始すへし去年議定せしものは印度より委員を派遣して雲南に趣かしむるに護照を發給せしことあり仍ほ印度の節度大臣より隨時委員を派遣して處分せしむへし一所有の雲南に於て被害人員の家屬に對し給卹する銀兩及ひ雲南事件に付銷乏せる經費並に各處の官員光緒二年以前に於ける處分未濟のものにして英商に償還すへき欵は威大臣に於て其代理となり銀二十萬兩を領收するとゝなし威大臣は隨時兌取するとを得るものなり

一此事件議結する時を俟ちて清國朝廷は雲南事件に就て惋情の國書を奉し出使大臣を欽派し期日を定めて起程せしむへし其英國に赴くへき欽派大臣の職名及ひ隨行人員は俱に先つ威大臣に通知し以て本國に報告するの便宜となし其齎す所ろの國書の草稿も亦

總理衙門より先つ威大臣に送交して閱看せしむへし

第二節　吏員を優待するの件

ひ各口領事官等の清國官員と彼此往來

の禮又は兩國審辨案件の各官交涉の禮を指す

一光緒元年九月十一日

總理衙門より上奏せし者に依るに預め洋務に熟練する人才を養成するは僅に中外交涉事務を取扱はしむる所より起見するのみにあらず出使往來等のと因より其中に含蓄す云々目下兩國の官吏往來會晤及ひ文件往返等一切事宜を見るに京外に於ては不都合少しとせす今章程を明定して爭端を啓くとなからしめんと欲し各國駐京大臣に照會し俱に禮節の條款を商議す總て清國官員の清國各口に駐居する外國官員を看待するの意は泰西各國の交際する情形と同一なるへし且つ各國に於て在外の清國官員に於けるも同樣なるものとす清國は現に派員出使の擧あり此項の章程は亟に明定し以て協和を昭にすへし

一咸豐八年に定むる所ろの英國條約第十八款に記する者を見るに英國民人にして事を犯す者あるときは英國より懲辨し中國人にして英民を凌欺擾害する者は清國地方官に於て自ら懲辨を行ひ兩國の交涉事件は彼此會同の上公平に審斷し以て穩妥なるとを昭にす云々其原約內英文にて記載せしものには英國民人にして事を犯す者あるときは英國領事官或は別に員を奉派して懲戒す等の文字あり漢文は僅に英國の兩字を以て包括せり前に已に英國の議定せし詳細なる章程あり並に按察司等の官員を添派し上海に於て承審公堂を設立して此の章程を執行するに便に

すと和約條款内に於て英國は更に前定の章程を酌量脩正して寛全なるものとなせり清國も亦上海に在りて會審衙門を設置し中外交際の案件を辨理せしむ惟派遣する所ろの委員にして或は事權の一ならさる爲め或は嫌怨を招くを恐るゝ爲め往々實眞に審進するとを能はさるものあり茲に總理衙門より各國駐京大臣に照會し通商各口に於て如何なる方法を以て處理すへきのとは承審章程を議定し公平に商辨をなして私なからんとを務むへし

一凡を内地各省地方又は通商各口に於て英人人命盜案の件あるときは英國大臣より委員を派遣して該處に到り觀審せしめ此項に係る情形を明白にして他日彼此異議なからんとを要す威大臣は前情を以て照會し

總理衙門は將來の審理せし事由を照覆するを要す凡ろ清國各口に於て交涉案件を審斷するに至りては兩國の法律既に不同あり只被告者の何國人たるとを視て何國官員の處に赴き控告するを得又原告の何國人たるときは其本國官員は承審官員の處に赴き觀審するを得倘し觀審人にして審問不充分と認むるに於ては仔細に辨論し偏頗なきを務め各自本國の法律に依りて審斷す此れ即ち條約第十六條なれは茲に載する所ろの會同の二字に於ける本意とす以上の兩國官員均しく遵守すへきものなり

第三節　通商の事務

一所有の現在通商各口は前定の各條約を按するに西洋貨物の釐金稅を徵收せさるの處あり茲に威大臣の請求により

清國は各口居留地を以て西洋貨物の釐金稅を徵收せさるの處となし更に制限するとなし又清國は湖北の宜昌安徽の蕪湖浙江の溫州廣東の北海の四處を以て通商貿易の地となし領事官駐紮の處と定む四川の重慶府は英國より員を派して駐寓せしめ四川省の英商に係る事宜を查看し輪船の重慶に往來せさる以前に於ては英國商民は彼の地に在りて居住し舖店を開設するを得す輪船開通の後再ひ商議を行ふへし沿江にある安徽の大通、安慶、江西の湖口湖廣の武穴、陸溪口、沙市等の地方は均しく內地に屬し通商の口岸にあらす長江統共章程を按するに洋商の私に貨物を揚卸するとを許さす今回議定の上輪船は暫く停泊するを准し商人の貨物を上下するには俱に民船を用ゆへく仍ほ內地の定章に照して取扱をなすものなり西洋貨物は半稅と し規則に依りて驗查して釐稅を免除し其證明書を有する土貨は船積するを准すも卸賣をなすを准さゝるの外其他の物貨は釐稅を徵收し地方官に於て一体に處理するもの にして外國商民は該地に在りて居住開店するを得す

一新舊の各口岸にして已に各國居留地の設けある場所の外未た設置なき地方は英國領事官は各國領事官及ひ地方官と商議の上洋人居住の地を定め境界を區畫すへし

一西洋藥品類は威大臣の請求により別に取扱法を設け他の西洋貨物と差別あり英商の藥品を運輸して入口するとき は新稅關に於ては人を派遣し稽查の上棧房又は倉船に封存し置き發賣する時を俟つて洋商は規則に照し納稅す並

に買客は新稅關に釐稅を納むるものとなし以て偷漏を防
く其徵收すへき釐稅幾何なるとは各省に於て情形を察勘
して酌量するものなり

一西洋貨物にして內地に運輸するものは半稅の證を請領す
るとを得るは各國條約內に於て原より明文あり嗣后各稅
關より發給する半稅證は
總理衙門に於て一定の款式を作り中外の商人を分たす均
しく請領するを得へくして等差あるとなし洋商の土貨を
以て內地より口岸に發送して搭船するとに付ても亦條約
內に章程あり英商は稅局の半稅を完納し納稅證を請領す
るときは海口に運往するも妨けなし若し英商にあらすし
て土貨を買取し該貨若し海口に運送して輸出するにあら
さるものは章程に依り取扱ふとを得す總て章程は弊害の
滋生を豫防するの具なるを以て威大臣は總理衙門に會同
して法を設けて商議するを希望するものなり通商善後章
程の第七款に明記する所ろを見るに西洋貨物は內地に運
入し又は內地に於て土貨を置買する等云々は沿海沿江沿
河及陸路の各處を指すものにして通商口岸にあらさる內
地は俱に淸國より自ら法を設けて弊害を防竭するものな
り

一咸豐八年所定條約の第四十五款內に載する所ろに依れは
英商已に稅金を完納する洋貨を以て再ひ外國に運輸せん
と欲するものは稅關監督に稟明の上扣證を發給せは他日
に至り稅金を已納するの證據となすを得る云々とし其期

限を定るとなし今回商議し三年を以て期限となす滿期の後は無効たるものなり

一香港近海には廣東稅關より向に巡回船を設けて收稅の事實を稽査し來りしに屢々香港の官吏より右巡回船は清國商船を擾累するの弊害あるとを通報せしと少らす目下議定すらくは英國より領事官一員清國より平等官一員香港より英官一員を選派し會同査明の上章程を議定すへく總て清國の收稅上に於ては香港地方に益あり損なき方法を講すへし

一以上許可する所ろの通商各口及ひ沿江の六處に於て貨物を上下するの一節は李大臣より諭旨を奏奉し半年の期限内に於て各口の居留地を畫定し西洋貨物の釐稅を免し及ひ西洋藥品の新稅關に於て釐稅の半額を納むるのとは英國より各國に會同して期を定め執行するを俟つて別に其章程を議定すへし

一現に英國の酌議する所に依るに明年に於て委員を派遣し清國京師より發程し甘肅青海の一帶地方を遍歷し或は内地の四川地方より西藏に入り印度に抵り路程を探訪するの意なり其發給すへき護照並に名處の地方官暨ひ駐藏大臣に知會する公文は其時に至り

一總理衙門より情形を參酌して處理をなすへく倘し派遣する所ろの委員にして此の路より起程せす別に印度西藏交界の地方より前往するときは清國は英國大臣の通知を得るの後駐藏大臣に報告して情形を査度し吏員を派出して

相當の取扱をなさしめ且つ
總理衙門よりは護照を發給し以て故障なからしむへし
光緒二年七月二十五日
一千八百七十六年九月十三日　山東烟台に於て（清英）文字各四本
を繕寫して蓋印畫押す

大清欽差便宜行事大臣　李　畫押
大英欽差駐華便宜行事大臣　威　畫押

重慶府開港條約及告示

英清兩國政府は千八百七十六年芝罘議約第三章の第一節
中英國政府は四川省に於ける英商貿易の景況を視察する
ため重慶府に委員を派遣するとを得へし漁船の未た重慶
府に航行せさる前には英國商民同所に住居し又は倉庫を
設立するを得す漁船の航通を俟て更に會議すへしとの件
に付き彼此見解を異にしたる所あれとも茲に妥協に歸せ
しめんとを願ひ雙方同意の上左の追加條約を議決す

第一條　重慶府は今後他の開港場と同樣通商貿易の爲に公
開すへし英國商人は宜昌重慶間貨物運送の爲め支那人の
所有船を雇用し又は自ら支那船を備ふるとを得可し

第二條　此等の船隻を以て宜昌重慶間に運送したる貨物は
漁船にて上海より宜昌まて運送したる貨物と同樣條約稅
則及長江章程に依て處理すへし

第三條　凡そ此等の船隻に有用なる船牌旗章貨物證書宜昌
以上の航行に於ける貨物の改裝及保護便益を得んかため

宜昌重慶間貿易商人の守るへき一般の規則に關しては宜昌稅關監督及現に重慶に駐在する川東道竝に稅務司より英國領事と協議決定すへし而して其議定する所の條欵に於て今後改正を要する場合には更に協議すへし

第四條　凡そ雇用したる支那人所有船は長江章程に從ひ宜昌重慶の兩所に於て港稅を納むる可し英國の旗章を用ふるとを得へき支那形船は條約規定に從て噸稅を納むへし宜昌重慶間運送の爲め英國人の雇用したる支那人所有船及ひ支那形船は必す海關より特別の船牌關旗を領受すへし又英國の旗章を用ゆるとを得へき支那形船も同樣たるへし以上兩項の船隻にして海關の船牌關旗を有せさるものは此續約章程に許すの利益を受くへき權利なきものとす

船牌關旗を領有せる兩項の船隻は宜昌重慶間に於て往來貿易するとを許し其貨物は條約章程及長江規則に依りて處理すへし其餘の船隻は常關の取扱に歸すへし海關より受領したる船牌關旗は受領したる原船に專屬するものにして他船に移用するとを得す又支那人所有の船隻にして英國旗章を用ふるとを嚴禁す此規則の初犯者は條約に據りて開かれたる海港に於て從前施行せらるゝ罰則に照し處分せらるへし若し再犯の場合には船牌關旗を取上け該船の宜昌重慶間に往來貿易するとを許さゝる可し

第五條　支那の瀍船一たひ重慶府に往返貿易するときは英國瀍船も同處に進行するとを得可し

第六條　此追加條約は芝罘本條約と同一の効力を有すへし

此條約は北京に於て批准を交換し捺印の後六ケ月を經て實施すへし但し右の批準交換の日より起算するものにして若し期限内に互換する能はさるときは交換の日より實施すへし

此條約は一千八百九十年三月三十一日即ち光緒十六年閏二月十一日北京に於て英文三通漢文三通に記名調印す

ジョン、ウオルシャム　押印

上海稅關長の告示

芝罘條約追加條欵に據り貿易の爲め開始せし重慶港並に宜昌重慶間貿易に關する稅關規則制定發布せられさる間は之か手續は總て宜昌及重慶の兩稅關に就きて問合すへし此旨茲に告示す目下は特に左の諸點に注意あらんことを要す

第一　宜昌若くは重慶に於て外國商人支那形船を雇入るゝときは同港の稅關に請求し兩港間往復に使用のため特定證書及特定旗章を受領すへし

第二　宜昌重慶間の使用に供する支那形船舶にして條約國外國人の所有に屬し國籍証明書を所持し且つ國旗を掲くるを得る者は其管轄領事舘を經て稅關に届出へし

右届出に接したるときは稅關に於て特定證書及ひ特定旗章を交付す可し此證明書及旗章は他人に貸與若くは讓與するとを得す又右證明書及旗章を備へさる船舶は總て追

加條欵に依りて得る所の特權及ひ免除を享有するを得さるは特に此に注意すへし

第三　上海其他長江沿岸の各港より重慶府へ廻漕のため船積する商品に關しては其管轄内の稅關に於て右諸港より宜昌に廻漕すると同樣の手續を履行すへし又是等の商品にして宜昌着港の上支那形船へ積替ゆるときは航海の際漢口に於て滊船に積替ふると同上の手續に由るへし

第四　重慶港に往來する商品は漢口或は宜昌に於て其稅關へ届出て該關の監督を受けて再ひ其包裝を改むることを得

第五　エッチ、エルガー、ホッブソン氏を以て重慶港稅關長に任せり

右總稅務司の命に依て告示す

千八百九十一年二月十三日

上海稅關に於て

稅關長　アール、イー、ブレトン

今左に通商各港輸入輸出貨物新定稅則を開列す

輸入貨物稅則　均係外國出產

油蠟礬礦類	每百斤	六錢五分
蠟日本	全	一兩
蘇合油	全	五錢
硝只准按章程發賣	全	一兩
黃蠟卽蜂蜜蠟	全	二錢
硫磺只准按章程發賣		
香椒類		

安息香　每百斤　六錢
安息油　全　六錢
檀香　全　四錢
白胡椒　全　五錢
黑胡椒　每百斤　三錢六分
沈香　全　二兩
降香　全　一錢四分半

藥材類

阿魏　每百斤　六錢五分
上冰片　每斤　一兩三分
下冰片　全　七錢二分
丁香　每百斤　五錢
母丁香　全　一錢八分
牛黃印度　每斤　一兩五分
兒茶　每百斤　一錢八分
檳榔膏　全　一錢五分
檳榔　全　一錢五分
參美國　全　六兩
棟淨參鬚參美國　全　八兩
乳香　全　四錢五分
沒藥　全　四錢五分
萱蔻花即肉果花　全　一兩
肉果萱蔻　全　三兩五分
白萱蔻　全　一兩
木香　全　六錢
犀角　全　二兩

水銀	全	二兩
洋藥	全	三十兩
檳榔衣	全	七分五釐
砂仁	全	五錢
肉桂	每百斤	一兩五錢
虎骨	全	一兩五錢半
鹿角	全	二錢五分
血竭	全	四錢五分
大楓子	全	三分五釐
雜貨類		
火石	每百斤	三分
雲母殼 即珠海蚫	全	二錢
銅鈕扣	每一百四十四粒批	五分五釐
漆器	每百斤	一兩
繩索 即繩索	全	三錢五分
傘各樣 即洋遮	每柄	三分五釐
香紫	每百斤	四錢五分
煤 外國	每噸十六擔一百八十斤	五分
火絨	每百斤	三錢五分
醃臢海味類		
上燕窩	每斤	五錢五分
中燕窩	全	四錢五分
下燕窩	全	一錢五分
黑海參	每百斤	一兩五分
白海參	全	三錢五分
白魚翅	全	一兩五錢

黑魚翅	每百斤	五錢
柴魚 即乾魚	仝	五錢
魚肚	仝	一兩
鹹魚	仝	一錢八分
魚皮 雜魚皮	每百斤	二錢
海菜 海帶同	仝	一錢五分
牛鹿筋	仝	五錢五分
蝦米	仝	三錢六分
淡菜	仝	二錢
鯊魚皮	每百張	二兩
顏料膠漆紙剳類		
呀喃米	每百斤	五兩
大青	仝	一兩五錢
蘇木	仝	一錢
紫梗	仝	三錢
水靛	仝	一錢八分
魚膠 不是魚肚膠	仝	六錢五分
皮膠 即牛皮膠	仝	一錢五分
籐黃	仝	一兩
栲皮	仝	三分
竹木籐椰類		
沙籐	每百斤	一錢五分
鳥木	仝	一錢五分
梳重木 長不過四十幅地	每根	四兩
梳重木 長不過六十幅地	仝	六兩
梳重木 長過六十幅地	仝	十兩

清英甫國條欵

桅輕木	長不過四十幅地	仝	二兩
桅輕木	長不過六十幅地	仝	四兩五錢
桅輕木	長過六十幅地	仝	六兩五錢
梁重木	長不過二十六幅地 四方不到十二因制	仝	一錢五分
板重木	長不過十六幅地 寬十二因制厚三因制	每百斤	二兩
板輕木各樣		每四方長濶十幅地	七錢
板麻粟樹	長濶方圓	每幅地	三分五厘
紅木		每百斤	一錢一分半
毛柿		仝	三分
呀囒治木	長不過三十五幅地 寬一幅地八因制厚一幅地	每根	八錢

鏡

鐘表玩類			
自鳴鐘		每值百兩抽稅	五兩
時辰表		每對	一兩

珠邊時辰表		仝	四兩五錢
千里鏡雙眼千里鏡	掛鏡穿衣鏡掛屏	每值百兩抽稅	五兩
八音琴		仝	

布

疋花慢類			
麻棉帆布	長不過五十碼	每疋	四錢
棉花		每百斤	三錢五分
布 原色白色 無花斜紋	寬過三十四因制 長不過四十碼	每疋	八分
布仝	仝	每十碼	二分
布 美國仝	寬不過三十因制 長不過四十碼	每疋	一錢
布仝	寬不過三十因制 長不過三十碼	仝	七分五厘
布 原色白色 無花斜紋	寬不過二十四因制 長不過二十四碼	仝	八分
布仝	寬不過三十四因制 長不過二十四碼	仝	四分
色布 有花 無花	寬不過三十六因制 長不過四十碼	仝	一錢五厘

花布	白提布	寬不過三十六因制長不過四十碼	全 一錢
	白點布	寬不過三十一因制長不過三十碼	全 七分
即花布		寬不過三十六因制長不過二十四碼	全 七分
袈裟布		寬不過四十六因制長不過十二碼	全 三分五厘
袈裟布	稀即洋紗	寬不過四十六因制長不過二十四碼	每疋 七分五厘
袈裟布	稀即洋紗	不過四十六因制長不過十二碼	全 三分五厘
緞布		寬不過三十六因制長不過四十碼	全 二錢
柳條布		寬不過四十因制長不過十二碼	全 六分五厘
毛布各色		寬不過二十八因制長不過三十碼	全 三分五厘
絨棉布各樣		長不過三十一碼	每百斤 七錢二分
棉線			全 七錢
棉紗			每疋 五錢
蘇布	細	長不過五十碼	全 二錢
蘇布	粗	長不過五十碼	全 二錢
回絨		即蘇竹布棉絲布長不過三十五碼	全 二錢
羽布		寬不過二十四因制長四十碼	全 二錢

綢緞絲絨類

手帕		四方長闊不過一碼	每十二塊二分五厘
金線	眞		每斤 一兩六錢
金線	假		全 三分
銀線	眞		全 一兩三錢
銀錢	假		全 三分
哆囉呢		寬五十一因制至六十四因制	每丈 百四十一寸爲一丈 一錢二分
嘩嘰		寬三十一因制	全 四分五厘
羽緞	荷蘭國	寬三十三因制	全 一錢
羽紗	英國	寬三十一因制	全 五分

羽綢		斤
小呢番紀等類	佛蘭絨同	三分五厘
絨線		斤
床氈		四分
花剪絨	長不過三十四碼	每百斤
羽綾	寬三十一因制	三兩
小羽綾	寬三十四因制	每對
下等絨即至組絨		二錢
剪絨	長不過三十四碼	每疋
酒菓食物類		一錢五分
橄欖	無論乾鮮	每丈
鼻烟	外國	五分
銅鐵鉛錫二類		斤
生銅	如銅碼之類	三分五厘
熟銅	如銅扁釦條之類	斤
生鐵	如鐵磚之類	每百斤
熟鐵	如鐵條鐵板鐵箍之類	二錢五分
鉛塊		斤
鋼		每疋
錫		一錢
馬口鉄		每疋
日本銅		一錢八分
鉛片		每百斤
白鉛	只准按章程發賣	一錢八分
黃銅釘黃銅皮		斤
商船壓載鉄		七兩二錢

生銅	如銅碼之類	百每斤
熟銅	如銅扁釦條之類	一兩
生鐵	如鐵磚之類	斤
熟鐵	如鐵條鐵板鐵箍之類	一兩五錢
鉛塊		斤
鋼		七分五厘
錫		斤
馬口鉄		一錢二分半
日本銅		斤
鉛片		每百斤
白鉛	只准按章程發賣	二錢五分
黃銅釘黃銅皮		斤
商船壓載鉄		一兩二錢半
		斤
		四錢
		斤
		六錢
		斤
		五錢五分
		斤
		二錢五分
		斤
		九錢
		斤
		一分

鐵絲		
珍珠寶石類		
瑪瑙	全	二錢五分
瑪瑙珠	每百塊	三錢
玳瑁	每百斤	七兩
玳瑁碎	每斤	二錢五分
玻璃片	每斤	七分二厘
珊瑚	每箱四方每一百幅地	一錢五厘
纓皮牙角羽毛類	每斤	一錢
牛角	每百斤	二錢五分
生牛皮	全	五錢
熟牛皮	全	四錢二分
海龍皮即海虎皮	每張	一兩五錢
大狐猩皮	全	一錢五分
小狐狸皮	全	七分五厘
虎皮豹皮	全	一錢五分
貓皮	全	一錢五分
獺皮	每百張	二兩
豬玀皮	全	二兩
海驟皮	全	五兩
灰鼠皮銀鼠皮	全	五錢
海馬牙	每百斤	二兩
象牙不碎的	全	四兩
象牙碎的	全	三兩
兎皮鹿皮	每百張	五錢
犀皮	每百斤	四錢二分

翠毛孔雀毛等類　五百二十

輸出貨物稅則白凉中國出產

油蠟礬磺類

白礬　每百斤　四分五厘

青礬　每百張　四錢

八角油　每百斤　一錢

桂皮油　每百斤　五兩

薄荷油　每百斤　九兩

牛油　每百斤　三兩五錢

柏油　每百斤　二錢

油芝麻油豆油棉油茶油桐油各等　每百斤　三錢

革蘇油　每百斤　三錢

白蠟　每百斤　二錢

香料椒茶類

茶葉　每百斤　二兩五錢

八角　每百斤　五錢

麝香　每百斤　九錢

八角渣　每百斤　二錢五分

晴辰香各樣神香　每百斤　二錢

藥材類

三奈　每百斤　三錢

樟腦　每百斤　七錢五分

信石　每百斤　四錢五分

桂皮　每百斤　六錢

桂子　每百斤　八錢

土茯苓　每百斤　一錢三分

澄茄	每百斤	一兩五錢
良薑	仝	一錢
石黃	仝	三錢五分
大黃	仝	一兩二錢半
姜黃	每百斤	一錢
高麗日本參 上等	仝	五錢
高麗日本參 下等	仝	三錢五分
鹿茸 嫩	每對	九錢
鹿茸 老	每百斤	一兩三錢半
牛黃 中國	每斤	三錢六分
班猫	每百斤	二兩
桂枝	仝	一錢五分
陳皮	仝	三錢
柚皮 上等	仝	四錢五分
柚皮 下等	仝	一錢五分
關東人參	每值百兩	抽稅五兩
薄荷葉	每百斤	一錢
甘草	仝	一錢三分半
石羔	仝	三分
五棓子	仝	五錢
蜂蜜	仝	九錢
雜貨類		
料手鐲 即燒料釧	仝	五錢
竹器	仝	七錢五分
假珊瑚	仝	三錢五分
各色爆竹	仝	五錢

清英兩國條款

羽扇	仝	七錢五分
料器	仝	五錢
各色料珠	仝	五錢
雨遮即紙傘	每百柄	五錢
雲石	每百斤	二錢
蓮紙畫	每百張	一錢
紙扇	每百張	四分五釐
珍珠假	每百斤	二兩
古玩	每百兩	抽稅五兩
葵扇細	每千柄	三錢六分
駱駝毛	每百斤	一兩
葵扇粗	每千柄	二錢
棉羊毛	每百斤	三錢五分
山羊毛	仝	一錢八分
氈碎	仝	一錢
紙花	仝	一兩五錢
土煤	仝	四分

顏料膠漆紙劄類

銅箔	每百斤	一兩五錢
紅丹	仝	三錢五分
錫箔	仝	一兩二錢半
銀硃	仝	二兩五錢
漆油畫	每件	一錢
鉛粉	每百斤	七錢二分
黃丹	仝	三錢五分
硃砂	仝	七錢五分

紙上等書籍同	全	七錢
紙下等	全	四錢
油紙	全	四錢五分
墨	全	四錢
漆	全	五錢
棕	全	一錢
蔴	全	三錢五分
燈草	全	六錢
綠膠染水用	每斤	八錢
索廣東	每百斤	一錢五分
索蘇州	全	五錢
漆綠	全	四錢五分
礪壳	全	九分

綠皮	全	一兩八錢
土靛乾的	全	一兩
坑砂糞草田料	全	九分
器皿箱盒類		
牛觜器	每百斤	一兩五錢
磁器細	全	九錢
磁器粗	全	四錢五分
紫黃銅器紅銅錫器同	全	一兩一錢半
木器	全	一兩一錢半
象牙器	全	一錢五分
漆器	全	一兩
雲母殼器	每斤	一錢
籐器各樣	每百斤	三錢

清英兩國條欵

擅香器	每斤	一錢
金銀器	每斤	十兩
玳瑁器	每百斤	二錢
皮箱皮槓	仝	一兩五錢
皮器荷包等	每百斤	一兩五錢
窑貨瓦器	仝	五分
黃銅器	仝	一兩
銅鈕扣	仝	三兩
銅絲	仝	一兩一錢半
牛銅	仝	五錢
舊銅片	仝	五錢
竹木籐椰類	每千根	五錢
各色竹竿	每百斤	二錢五分
籐肉即籐片	每根	三分
木棕櫚柱桁	每百斤	一兩五錢
衣帽靴鞋類	每百斤	十兩
衣服布襪同	每百雙	三兩
衣服綢	每百雙	一錢八分
靴鞋皮緞各色	每百頂	九錢
草鞋	每百頂	一兩二錢半
綢帽	每百頂	七錢
氈帽		
草帽緶		
布疋花帽類	每百斤	二兩五錢
夏布細	仝	七錢八分
夏布粗		

土布各色	仝	一兩五錢
舊棉絮 即爛布碎	仝	四分五釐
棉被胎	每百件	二兩七錢半
棉花	每百斤	三錢五分
綢緞絲絨類		
湖絲土絲各等絲經	每百斤	十兩
野蠶絲	仝	二兩五錢
絲帶欄杆桂帶絲線各色	仝	十兩
綢緞絹綢紗綾剪絨繡等類	仝	十二兩
絲棉雜貨如絲毛之類	仝	五兩五錢
四川黃絲	仝	七兩
同功絲	仝	五兩
川綢山東繭細	仝	四兩五錢
緯線	仝	十兩
各省絨	仝	十兩
絨廣東土產絲做成	仝	四兩三錢
蠶繭	仝	三兩
亂絲頭	每百斤	一兩
氈絨毯席類	每百張	二錢
席子各樣	每捲四十碼	二錢
地席	每張	九分
皮毡	每百張	三兩五錢
毡毯		
糖果食物類	每百斤	五錢
蜜餞並各色糖果	仝	四錢
醬油		

白糖	全	二錢
赤糖	全	一錢二分
冰糖	全	二錢二分
烟絲各樣加黃烟水烟之類	全	四錢五分
烟葉各樣	每百斤	一錢八分
鼻烟中國	全	八錢
大頭葉	全	一錢八分
粉絲	全	一錢八分
酒土酒	全	一錢五分
海菜海帶同	全	一錢五分
火腿	每千個	三錢五分
皮蛋	每百斤	三錢
欖仁		

杏仁	全	四錢五分
香蘭即香信	全	一兩五錢
金針葉	全	二錢七分
木耳	全	六錢
桂圓	每百斤	二錢五分
桂圓肉	全	三錢五分
荔枝	全	二錢
蓮子	全	五錢
芝蘇	全	一錢三分半
花生	全	一錢
花生餅	全	三錢
瓜子	全	一錢
荳牛莊登州不準出口	全	六分

豆餅牛莊登州不準出口
米麥雜糧穀同
蒜頭　全
栗子　三分五釐
黑棗　一錢
紅棗　三分五釐
　免稅貨物
金銀　一錢
粟米粉　一錢五分
熟肉　九分
牛奶酥
炭
外國紙
洋錢
麪餅
熟菜
香木
柴
外國毯
筆
麪
行李
牛油
砂穀米
外國酒
外國墨
外國氈
外國衣服
外國撓銀器
外國烟葉
外國鐵刀利器
　違禁貨物
火藥
鳥鎗即洋鎗
食鹽
外國毯
外國蜜餞
外國蠟燭
外國家用雜物
外國自用藥料
外國碱
外國金銀首飾
外國烟絲
外國船用雜物
外國玻璃器皿
大小彈子
小鳥鎗即手鎗
礮
一切軍器

第一編附錄第六

清國上流人士の內治外交に關する意見

本篇は清國の名士彭玉麟王之春の意見に係り瀛海各國統考蠡測危言十三篇より成る蓋し瀛海各國統考は萬國の位置形勢を概說して各國相互の關係より清國との交涉を畧論したる者なり其內外に對して將來當に處すへきの籌策は危言十三篇中に之を詳論せり余清國に在るや英豪俊傑の士と稱せられ當時該國要路に在る者と會する毎に窃に內政外交に關して其抱懷する所の意見を啟くに非常の經綸は暫く措き其大要畧ほ本篇載する所の者と大同小異成なり故に此篇を一讀する時は清國上流人士の外國に對する計畧と內治の方針とは果して如何なる者なる歟幾くは其一班を窺ふを得へきか因て今之を本書に譯載して讀者の涉獵に供す

瀛海各國統考

昔吉甫玁狁の功を著し李牧匈奴の望を樹て漢單于の頸を繫き唐突厥の庭に犂る大丈夫手から十萬を揮ひ磨劍を橫へ邊外に縱橫し天山の碑を勒し燕然の銘を鐫り然る後玉門關に入り萬里侯に封せらる誠に志を時に得る者の爲す所なり然とも古の所謂功を塞外に立つる者は禹貢の荒服の如きに過きす職方の蕃國中國と相距る實に甚た遠からす卽ち史傳稱する所の昆堅、丁零、黠夏斯、大秦、骨利幹諸國も亦皇張王會の盛に屬して偶々重譯を通する耳臘衍九州の說山海十洲の書尤も傳聞と爲す髣髴渺として據るへ無く地球九萬里誰か能く井を盡し疆を計り章亥の步を學はん也哉有明の中葉より西班牙、葡萄牙、荷蘭海に航して西より來り中土始めて西人の跡あり我朝に逮て守四夷に在り而して利瑪竇陽瑪諾湯若望南

瀛海各國統考

懷仁穆尼閣奈端の輩踵を接して相望み而して後五大洲の國
喁喁として化に向ひ誠に虞夏商周漢晉唐宋元明四千餘年未
た有らさるの局を開けり今誠に其地を按して之を計るに東
南に在るを亞細亞洲と曰ふ其地東は東洋に距り中國焉に在
り餘は則朝鮮日本琉球及ひ俄羅斯の東境有り西は紅海黑海
地中海に距り其國は則五印度阿剌伯有り南は印度海に距る
其國は則越南暹羅南掌緬甸及ひ南洋羣島有り北は氷海に距
る其國は則布哈爾波斯愛烏罕俾路芝基發諸回部及ひ土耳其
の東中兩境有り此れ亞細亞洲の大畧なり西北に在るを歐羅
巴洲と爲す黃海其中に注き黑海其東を界し地中海其南に横
はり大西洋海其西に浮ひ烏拉大山其北に亘たる黃海東岸の
彼得羅堡に都する者は俄羅斯なり西岸の斯德哥爾摩に都す
る者は瑞國なり南岸の哥卑的給に都する者は嘩國なり迤東
を晉魯士の東部と爲す其都を伯靈と曰ふ瑞西の西を瑙威と
爲す其都を格里士持阿拿と曰ふ嘩國の南普魯士の西を日耳
曼と爲す實に歐羅巴洲の中に居る普魯士の南日耳曼の東を
奧地利亞と爲す其都を維也納と曰ふ奧地利亞の東南黑海に
枕み亞細亞の界に接するを土耳其と爲す其都を君士但丁と
曰ふ土耳其の南を希臘と爲す其都を亞德納斯と曰ふ日耳曼
の南を瑞士と爲す瑞士の南斗地中海に入るを意大里亞列國
と爲す日耳曼の西北大西洋海に臨むを荷蘭と爲す其都を亞
摩斯德耳登と曰ふ荷蘭の南を比利時と爲す其都を不魯舍扯
斯と曰ふ日耳曼の比利時の東を普魯士西部と爲す兩部日耳
曼の左右を夾む蓋し普魯士は本と日耳曼の分つ所の國なり

比利時の南、普魯士西部の東南、瑞士の東を法蘭西と爲す其都を巴黎斯と曰ふ法蘭西の西南を西班牙と爲す其都を馬持と曰ふ西班牙の西、大西洋海に臨むを葡萄牙と曰ふ其都を里斯波亞と曰ふ法蘭西の西北に倫敦、蘇格蘭、阿蘭爾の三島ありて海中に鼎峙するを英吉利と爲す倫敦は卽ち英吉利の都する所なり此れ歐羅巴洲の大畧なり西南に在るを亞非利加洲と爲す其地廣莫にして荒昧僅に東北の一隅印度海紅海地中海に近し其國は則ち埃及有り一は麥西彎、北阿阿北西剌亞等の國と曰ふ西に在るを亞墨利加洲と爲す分ちて南北の兩境と爲す南亞墨に巴西、孛露（卽ち秘露）智利（卽ち花旂）と爲す小國を墨哥西と爲す餘り北亞墨の大國を米利堅と爲す倫敦は聞ゆる所無し此れ亞墨、亞非兩洲の大畧なり又南洋の極東に大荒島あり澳大利亞と曰ふ又南亞細亞と曰ふ卽ち世の新金山と稱する所のものなり其地自ら一洲を爲す約ね二萬餘里荒曠にして人無し近頃人之を亞細、歐羅、亞墨利加、阿非に比し稱して五大洲と爲す而して實に英人の闢く所にして卽ち英吉利遙領の屬地なり故に五洲の土地を論すれは亞細を最大と爲す亞墨頗る之と相將し阿非は亞細の半に視ひ歐羅は阿非の半に視ひ澳大は僅に歐脫のみ而して各國の弱強を論するに阿非の埃及等の國は聲敎稍々通すと雖とも實は役を歐羅に受く北亞墨の米利堅は乾隆四十年に於て華盛頓其沈雄の才を奮ひ卓然崛起し駸乎として若敖蚡冒の以て山林を啓くの勢あり英吉利と血戰八年遂に亞墨の南境を割て國以て立つ地廣く人衆く通商最も多く勢ひ歐羅大國と抗衡す風

土畧々中國に近く流寓華人多くして克累弗尼亞省尤も衆し
世の舊金山と稱するものは卽ち其地なり然れ共開創より以
來國を分て二十餘部と爲し位を以て子孫に傳へす伯里璽天
德を以て之に主とし四歲一たび易ふ位を退そく者は齊民と
齒し民に常主無く而して百餘年恰も爭戰の事無し誠に大を
好み功を喜ふの國に非す南亞墨の孛露は邇歲始めて中國に
通し而して相去る益々遠く地小にして貧なり故に海防を談
する者は阿非亞墨澳大の三洲に急ならすして東西南の三洋
に在り東洋には卽ち亞細の東境なる日本在り秦の時より國
を立て西漢の時に卽ち中國と通し隋唐宋に屢々入貢し元の
范文虎之を伐て功無し明代に復た通貢す然れとも數々邊を
犯し倭寇と稱す國初通國し銅錢采買の制を定め同治中始め

て和約を立て近日法を泰西に效ふて衣冠唐を易へ制度禮樂
漢の文章に非す惟た能く鴉片烟天主教を禁して之をして境
に入らしめす以て差々人意を强ふするに足る其地は高麗琉
球と相毗し東俄と隣す既に高麗と約を立て而して琉球に於
ては則之を滅せり識者已に其高麗に意無きに非さるを知る
西洋は卽ち歐羅諸國にして俄羅斯を以て最大と爲す英吉利
法蘭西普魯士皆な强盛にして勢相敵す可し土耳其若き奧地
利亞の若き地土大なりと雖も而れとも已に日に頽弱に就き
其餘小國鱗次櫛比して其間に錯雜し諸大國各々其の鯨呑蠶
食の心を肆にし互に相兼幷し互に相猜忌し亦た互に相救援
し頗る春秋の五伯雄を爭ふの世に似たり而して俄羅斯は諸
國の忌む所と爲り忌に因て嫉を生し合縱連橫し又戰國謀を

同して秦に抗するの局を成す俄の土地は東に西伯利の八部有り中國の北面に界し西は高加索の五部に連り南は印度に隣し遠く中國の西面を包み迤北は則波羅的海東は五域三十七部再ひ西すれは則ち波蘭の十四部なり又海に跨り墨領峽を逾て北亞墨利加の一隅に據る監加札と曰ふ西伯利部に隷す康熙中我索倫を擾し碑を立て界を定め遂に車臣汗部の恰克圖に通商す其後日に益南向し道光中西域の回部布哈爾の諸族を脅降し波斯に通し以て印度を噬み漸く後藏と相隣す咸豐中兩次地を請ふ黑龍江より以東雅克薩尼布楚の諸城烏魯木齊の以西伊犁庫車阿克蘇の諸城皆な割て之に據る而して喀什喝爾羌は機に乘して竊踞す同治十三年重兵を以て回部の基發を降し道を巴克達山に通し北印度の克什米爾に至り幾んと漢陽の諸姬楚實に之を盡すの患あり又東は日本の薩莫蝦夷の地を得て科爾立十八島を以て之に易ふ更に東海に跨り繞りて高麗の東に出で礦を開き煤鐵を采り近ろ又兵を黑龍江の界に駐め將に火車路を造營し以て中國に通せんとす通商に因て日久く二百年を歷ると雖とも敢て蚌を開かす其心未た嘗て測り叵からすんはあらす英吉利は倫敦五十二部蘇格蘭三十三部阿爾蘭三十二部三島の地輿廣輪は中國の一省に過きす惟屬地最も多しと爲す西は北亞墨の北境を得東は五印度を得迤南は南洋群島を得海を越へて控馭する皆な數萬里の外に在り藩部を建つると四つ曰く孟加臘曰く麻打拉薩曰く孟買曰く亞加拉孟加臘の東北緬甸の西北に阿薩密部有り本土の夷は佛教を崇ふ英人據て部別と爲す東越

狄夷獵夷を距き之を隔てゝ南前藏狢獪布魯克巴を距く之を隔てゝ中國を去る僅に呎尺のみ又南印度の南海中の大島を錫蘭と曰ふ古狼牙修の地英人之を滅し海に循て東し阿克剌朗谷の兩埔之を緬甸に取り再ひ東すれは則新嘉坡麻剌甲檳欖嶼の三埔地を有し暹羅に近つけり又澳大全洲を得又別島有り搦日倫敦と曰ふ古人跡の到らさるの處に亘たると爲す又た倫敦より澳大に至る經る所の地太平洋の飛幾島なる有あり亦た焉に屬すと稱す又獅山の諸地有り阿非の西界に在り特墨拉拉の諸地は南亞墨の南界に在り遙領の國誠に僕を更へて數へ難き者有り但し倫敦の三島地は本と小山澤の利に徧し開采殆んと盡く惟た印度に仗りて外府と爲し兵餉皆な資を焉に取る近年英主徽號を稱し印度を以て國號の下に

綴り其れ殆んと平王東遷の志有歟又聞く鐵路を開き印度より以て雲南に通するを謀ると其れ殆んと西道を改趨するの志有歟未た知る可らさるなり法蘭西は地方二千里八十六部を建つ其人算學機器に精しく最も兵を用ゆるに長す號令山の如く萬足一歩前者死ると雖とも後者敢て進ますんはあらす火器の利泰西に冠たり嘉慶の時其王拏破崙第一百戰前無く威西土に行れ卒に以て戢めす自ら焚く亦吳王夫差の流亞なり同治中其王拏破崙第三普國と兵を搆ひ普の爲に虜にせらる其大臣踢矮土等復た普と和し米利堅の俗を用ひて君を立てす首領を以て國政を統ふ道治十年踢矮土首領に任し十二年麥馬韓之に代る麥馬韓は拏破崙第三の大臣なり兵敗れて死すると能はす君亡ひて救ふと能はす又從て之に代る而

して國人皆な以て賢と爲す賢者固とに是の如き乎前に咸豐八年兵船を以て越の南折に往き先後嘉定等の省を侵踞し西貢總督を設けて以て其地を治め嗣て復た戰艦を添造し富民江を扼し順化に踞し海防河内を占め處々に偪緊す黑旗黨の劉永福は法の爲めに憚からるゝと雖とも而れとも孤掌正を鳴し難く其終る所を測る能はす近ろ又埔を暹羅に營み意を緬甸に蓄ふ我藩籬を撤するの計に非さる無からんや法は誠に無賴の尤なる者なり普魯士は東西二境共に八部本と日耳曼分つ所の國なり地法より小にして兵も亦た法より弱し然れとも其君臣勵精治を圖り卒に能く法蘭西を破りて其愛勤塞斯洛脫七城の地を割かしむ之を樂殺の齊を破るに仿ふる是に過きす誰か小國の大國に勝つと能はすと謂ふや亦た人の自ら強むるに在るのみ德意志本と三十六列國之を奉し主を爲し四方に雄視す卽ち英俄も亦其強盛を憚る惟時に天主敎盛りに各國に行はれ皆之を尊禮す而して法蘭西尤も甚しと爲す獨り德國の大臣畢士麻克之を惡み盡く敎主の權を奪ひ繩すに官法を以てす故に敎德國に至て窮せり萬國公報に云く敎人猛虎の如く貪狼の如し德意志搏て之を縛し其爪牙を翦ると又云く敎人久しく太阿を持す德人其柄を奪ふて之を擊ち其頸を扼す德の强盛畢士の力多きに居ると故に其相業を語るときは泰西の管夷吾なり其敎を拒むを論するときは泰西の門の豹なり畢士も亦人傑なる哉意大里亞は歐羅巴の古の一統の國たり漢書に之れを大秦と謂ふ其後日に益衰微し嘗て土法の爲めに併せられ屢滅び

て屢復し楚陳を縣とし陳を封するの擧の如し嘉慶廿年に至り各國葵邱衣裳の會に仿ひ宋號兵を弭むるの盟を尋ね大に維也納に會し各侵地を反し好を修め兵を息め遂に其國を定て九と爲す大國四あり曰く羅馬敎主之に踞す曰く多斯加納曰く薩爾的尼亞曰く拉布勒士小國五あり曰く巴爾麻曰く摩德那曰く盧加曰く摩納哥曰く勝馬里虐道光廿八年薩爾的尼亞の王威克爰耳依馬弩位を嗣き能く其國を中興す咸豐十一年遂に合衆國と爲り故號を復し羅馬を取り之に都し敎主の權を收て國强國と稱せり土耳其は本と回部なり瑪哈穆特の敎を崇ひ泰西と趨を殊にす其地は中東西の三境に分る東境五部中六部は亞細亞洲内に在り西土八部都城の在る所なり俗彝倫無く政綱紀無く屢俄人の爲めに侵陵せられ同治十三年國主荒淫を以て廢せられ是又陳の靈公の覆轍を踏めるなり奧地利亞の盛なる時日耳曼意大里皆其藩屬たり今は則儕しく與國と爲れり瑪加は本と其附庸なり近ろ已に合して一國と爲り疆域三千餘里亦た大國なり瑞士二十二部に分る王侯を立す鄉官を推して事を理む近日歡を德に交へ力めて敎黨を黜け立て合衆の國と爲す國勢方さに興らんとして未た艾まらさるなり希臘は本と古の名邦今は新造の國たり地十部に分る國小にして治る瑞國は窮髮の北に處り瑞典は二十四部椰耳瓦は十七部北に氷海を貢ひ貧苦特に甚し丹馬國は尤も小にして地形日耳曼より北出し人の臂を舒ふるか如し瑞國の南境と相迎距す國五部に分る小にして貧なり西班牙三土四十九部國は法より弱して地相若けり明の時海に航し

て呂宋の地を得遂に大國を成せり道光中女王依撒伯爾拉立つ屬地多く叛く同治中大臣女王を廢して意大里の世子阿馬得牙を迎立す在位二年其前王の從子登卡洛斯遜に女主の子阿耳分所を奉し既にして自立す戰爭休まず阿馬位に安せず遜れ歸る國人阿耳分所を迎立して國復た合ふ而て登卡洛斯則儼然たる敵國たり葡萄牙本と小國なり西海の濱に處り西班牙に附す地六部に分る明の隆慶の時海に航して廣東に至り香山蠔境の隙地を租せんと乞ふ彊臣林富代朝に請ふて之を許す因て埔を澳門に立つ實に泰四通市の始めたり荷蘭比利時本と一國の分るゝ所なり東十一部を荷蘭と爲し西九部を比利時と爲す比利時は輕重するに足るもの無し荷蘭は好んで遠畧を勤め南洋の島嶼佔據最も多し但た德國寢く昌にして又肘腋に偪近す荷蘭終に德の屬たらんを恐る而て南洋の夙に荷の埔たる者若し德に隸すれは則東道の關鍵は德人之を握らん是又英法の必爭する所たるなり南洋の諸島國は臺灣の南なるを呂宋と爲す西里百の南なるを西里百島と爲す西里百の東北なるを摩鹿加と爲す再東を巴布亞大島と爲す西里百の北なるを蘇祿と爲す再西を婆羅洲と爲す厦門より七州洋に趨き崑崙を過き而て南なるを嗓留巴と爲す再西を蘇門答臘と爲す大小亞齊しく焉に在り巴蘇兩島相望み海口の峽を巽他と曰ふ卽ち舊港地にして歐羅巴西來の要道たり蘇門答臘の東北に大島あり新嘉坡廠喇甲と爲す稍西して別の一小島を檳榔嶼と曰ふ明の以前に諸島皆朝貢を稱し同列藩服す歐羅巴人海に航して遠く來るに迨んで其始重幣を以て片土を

購ひ埔を爲り舟を艤して市を立て盤踞既に久く漸にして其君を劫し其地を奪ふ百餘年間にして剪滅殆と盡惟蘇祿のみ彈丸を以て僅に存す邇年來呂宋亞齊の人西班牙荷蘭所置の吏を逐ひ復た自立して國を爲む是に於て南洋の各國皆勝廣の六國後を求るの勢あり五印度は緬甸の西兩藏の西南に在り地方數千里明の時葡萄牙荷蘭其地を經營し市を立て商を通す國初英人毆て之を奪ふ而て南中の諸部英の爲めに滅ふる者あり其吏を置くを聽して空く守府の名を存する者あり役を受け藩國と爲る者あり僅に廓爾格克什米爾新的亞信地等の國尚ほ能く自存す餘は皆英籍に隷せり蓋し同治より以來法蘭西は安南の嘉定省を侵佔し英吉利は緬甸の朗谷を侵佔し俄羅斯は我黑龍江に踞し日本は我琉球國を滅せり而て

且つ通商の埠日に多く交涉の事愈繁く卽ち定むる所の約章亦多く制を挾み要求し必す其の欲を遂けて而して後已む所以へに時務を縱談する者或は柺を投して起て曰く寇長す可からさるなり是れ宜しく戰ふへしと或は箸を借て籌て曰く蚌開く可からさるなり是れ宜しく和すへしと老成持重なる者あり曰く藩籬固めさる可からさるなり是れ宜しく守るへしと而るに之を究むるに能く守て而して後能く戰ひ能く戰ふて而して後能く和す我の防閑を設くる密ならす兵甲堅からすんは彼れ將さに我か堂奥に入り我か臥榻に踞せんとす之と和せんと欲するも得可からす如し我の防維れ嚴に士卒奮ふるを思はゝ彼れ且さに通商の故に因り永く好を訂盟せんとす何ぞ敢て鴻溝半步を踰へん哉故に中外の和局を保た

んと欲せば之を豫め防かさるを得す因て臆見の及ふ所以て兵を強ふすへく以て國を富ますへく以て利を興すへく以て害を除くへき者に就て卮言十三篇を著し明かに知る管以て天を窺ふ可からす蠡以て海を測る可からさるを而して觸るゝ有れは斯れ鳴る其れ敢へて夏蟲冰を語るの誚めを避けんや

蠡測卮言十三篇

愼約議

成周の諸侯を建封するや其誓詞に曰く黄河帶の如く泰山礪の如く以て永く存し爰に苗裔に及ふ是に於て玉版に鐫り金枝に鏤し藏めて盟府に在り子々孫々永く保ち用て享く降て春秋に及ひ互に相雄長たり強は弱を凌き衆は寡を犯し能く内尊外攘大に事ひ小を字ふ者あれは則主に狎る齊盟て以て諸侯の主と爲れり故に魯史の一書大抵皆會盟の事を紀するなり然とも昔の重する所の者は好を修むるに在り故に珠槃玉敦皇天を昭にして之に告く則ち誓約を重す今の重する所の者は商を通するに在り故に綱擧り目張り條欵を列して之を晰にす則ち約議を重す所謂ゆる公法なる者は卽ち萬國の合約章程なり然るに法既に公と曰ふときは自ら宜しく名を顧みて義を思ふへし曩に中國英法兩國と約を立つるの時皆兵を先にして玉帛を後にし其迫脅を被り兼て矇蔽を受け定むる所の條欵は損を受くると實に多く往々地球公法の外に出つる者あり厥の後美德の諸國及ひ荷蘭の諸小國相繼て華に來り約を立つ維れ時に中國の外務の利弊に於けるや未た

甚た購求せす率ね利益均霑の一條欵を將て約内に入る一國の得る所は各國安坐して之を享く一國の求むる所は各國群起して之を助け遂に泰西諸國を協て以て我を謀り挾んて以て我を要せしめ幾んと固結して解けさるの勢あり同治十年日本使を遣し來て約を立つるを求む兩江督臣曾國藩直隸督臣李鴻章先後商訂して始めて將て均霑の一條を删去し約中並に載せて日本商民の内地に入り貨物を販運するを准さゝるを明にし限制甚た嚴に該國を節經し屢次翻悔し毎々斥駁せらる各國駐京公使間々會商の事有り日本獨り與るを得す其尚ほ聯て一氣たらさる者未た必すしも約議の稍々異なるに因らすんはあらさるなり約議の愼まさる可からさるの明徵に非すや洋人の若きに至ては中國に居て中國官の管理に

歸せす試に華人の外洋に居る者を問はゝ何如ろや外國人中國に到る身價を收めす試に中國人の外洋に到る者を問はゝ何如そや（華人美國に到れは毎人毎歲稅銀一二元を收ひらるゝ等からす）且中國の各國商貨の入口に徵する所の者は稅甚た輕し華船外國に至れは納鈔の重きと他國れ數倍す即ち鴉片を以て論すれは孟米の出口に在りては每箱銀六十磅を徵す中國の稅銀は僅に十磅なり中國出口茶稅は每箱僅かに每百元の七五を徵して一成に上らす英國の入口に至ては徵する所四五成に下らす烟臺の約に至て且つ強て中國の稅を減すれは則ち實を諠れて主を奪ふに幾し彼此を合して之を較ふれは公何くに有る法何くに有る更に詞甚た公なりと雖とも法甚た公ならさるものあり十六欵書する所の如きは英民事を犯す者あれは皆英國に由て懲辨し

中國人の英民を欺凌擾害すれは皆中國地方官に由て自ら懲辨を行ふ詞は甚た公なり知らす中國の法重く西國の法輕きを華人と洋人と同しく命を犯せは華法を案して必す議す西法に抵ては僅に罰鍰す果して孰れか利にして孰れか害耶又公法の書する所の如き一千八百五十八年英法俄美の四國中國と約を立て嗣後中國を視るに公法の外に在るを得すと其詞意を玩ふに中國を重視する乎抑中國を輕視する乎中國を親待する乎抑々中國を疎待する乎嘻く異なり然りと雖も往く者は諫む可らす來る者は猶は追ふ可し條約は一たび成て變せさる者に非さるなり下更に和約を修むるの日に屆て宜しく明かに各國に告け某約は吾國に便ならす某法は吾民に便ならす某稅は吾例に合はす須く斟酌して以て其平に協はしむへしと曰ふへし彼れ如し允さすんは則ち理に據て直爭む百折回らすんは彼れ亦術の以て之を處する無く且つ前の彼れか挾て要求する所の者は滇案未た清からさるを以ての み今前案既に結て彼れ已に口を藉る所なし且英國條約の內事に於ける尙ほ未た盡く行ふ能はすして理已に先つ絀す茲に復た理を以て相折諒せは英允さゝるを得さるの勢あり英既に允さは餘は慮り無し卽し或は各々一詞を執て相持して決せすんは則此款に因て我に於て稍々損する所有れは必す別款の稍々我に益ある者を取て以て之に抵し變通利を盡し亦必す爲めに切を操り務めて利害をして相權し贏絀をして相當らしむるに過きす是に於て中國律例の萬國公法に合ふものを按し類を別ち門を分ち折衷し當に勸して成書たるへ

きに至らは庶くは事ふるに至らさらん事て制を人に受くるは太阿有りて倒に以て之を持するなり善かな曾國藩の威妥瑪に與ふるの書に曰く他日約を換へ便ならさる所を去て其便なる者を擇はんと此れ誠に不易の通論なり然らすして過て優容を爲し事に遇ふて曲從せは將さに我の所謂懷柔は彼の所謂尊奉我の所謂含宏は彼の所謂畏葸ならんとす物必す自ら朽て蠹始て得て之に乘す氣必す自ら餒て人始て得て之を侮る嚴以て之を辨し愼以て之を將はさる可けん哉

聯與國

秦の以て兼併したる所の者は遠く交て近く攻む蜀の以て魏に抗せし所の者は吳を聯て怨を釋けり助多き者は强く助寡き者は弱し其れ大た較なるものなり聖朝函夏韋鞴毳幕の邦を撫有し關を敂て麕至する古に亘て京なる莫し猶復た簡て重臣に命し軺車道に相屬し之に重ぬるに盟誓を以てし之に申ぬるに條約を以てし一視同仁言好に歸す夷を撫するの道至れり盡せり然り而して各國の情僞同しからす强弱互に異なり我用を爲すへき者あり我用を爲す能はさる者あり試に得て之を約言すれは俄人は狡詐强悍歐洲の地蠶食殆んと盡く其邊疆直ちに中國に接し東西北の三面延袤幾れと二萬里に至る其近邊浩罕の諸國哈薩克布魯持の諸部の如き皆之を脅すに兵威を以てし實に盡く我藩籬を撤せんと欲す東三省の近邊の地の若き獨り庫頁島のみ俄に歸せす卽ち黑龍江綏芬河吉林等の處所屬の穹廬亦多く割據する所となりて且つ回疆を經營し伊犁を侵佔し久しく我を視て弱肉と爲す而し

て我用を爲すと能はさる者なり日人短小精悍性情堅僻其主も亦大を好みて功を喜ふ邇年來て臺灣に入り朝鮮を議し琉球を廢し西人に依附して妥りて覬覦を生し駸駸乎として歩を得歩を進むるの勢あり此れ亦我用を爲すと能はさる者なり然れとも日の敢て志を我に逞ふせさる者は俄の其虚に乘するを恐れてなり俄の敢て志を我に逞ふせさる者は德の其後を躡むを恐れてなり德人以て兼幷する坐するを大に利と爲とす二十年來丹を敗り奧を敗り法を敗り今猶兵を增し餉を協ふ大敵に臨むか如き者は惟た一たひ俄人を挫て然る後民と休息せんと欲する耳其我と商を通するの處數多きと無しと爲す而して情意尙ほ密洽に屬す其前相蕭活曾て中土に遊ひ我朝の敎化に濡染し實に深く景仰す是れ德は我用を爲す可き者也美國は志商を通するに在り且つ素と我に暱し其前の總統格蘭忒北洋大臣李鴻章之を接待するの優なるに感し曾て日主と琉球を爭ふに及んて之に曉すに順逆の理を以てし之を聳かに強弱の勢を以てし大意我を直として日を曲てし旋て琉球を瓜分するの議あり日主其詞を含糊し遂に力めて其非を斥く是れ美も亦我用を爲すなり法人は八十年前拿破崙各國を兼幷してより四海を囊括するの勢あり厥後一たひ英に檎に就けり八年前其姪復た德に擒に就けり方今元氣初めて復するも執政紛更未た遠畧に暇あらす俄人常に之を聯ねんと欲す法人德を畏るゝに因て敢て俄に結はす而して其心未た嘗て俄を嫉ますんはあらさるなり前に傳敎の故を以て我に惡はれ近ろ安南の故を以て我と隙ありと雖とも